

淀川水系流域委員会 第74回委員会

議事録（確定版）

○この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

河地委員

日 時 平成20年3月11日（火）
午後 1時31分 開会
午後 5時 8分 閉会
場 所 京都市勧業館 みやこめっせ
B1階 第1展示場 A面

[午後 1時31分 開会]

1. 開会

○庶務 (日本能率協会総研 近藤)

定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第74回委員会を開催いたします。司会は委員会庶務近藤が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の出席委員数でございますが、ただいま14名が出席されております。定足数には達しておりますので、委員会として成立していることをご報告いたします。審議に入ります前に、配付資料の確認及び発言に当たってのお願いをさせていただきます。

まず配付資料でございますが、袋に入れてあります資料で、黄色の「発言にあたってのお願い」「議事次第」「配付資料リスト」とございまして、右肩に番号のつけてある資料で、報告資料1、審議資料1「『淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)』に対する意見(案)(080311版)」、審議参考資料1「淀川水系河川整備計画原案についての補足資料」、その他資料、参考資料1、参考資料2の合わせて6点でございます。不足資料がございましたら庶務にお申しつけください。

なお、参考資料1「委員および一般からのご意見」で、委員からのご意見につきましては、本日岡田委員と水山委員から意見が寄せられております。また一般からのご意見につきましては、2月20日開催の第73回委員会以降に委員会あてに寄せられた意見を整理しております。

続きまして、発言に当たってのお願いでございますが、発言をいただく際は「発言にあたってのお願い」をご一読いただき、ご発言の際は必ずマイクを通し、お名前をご発声してから発言いただきますようお願いいたします。

一般傍聴の方へのお願いでございますが、後ほど一般傍聴の方にも発言の時間を設けておりますので、審議中の発言はご遠慮いただきますようお願いいたします。特に、委員発言を割ってのやじや大声での発言等の行為は審議の妨げになりますので、ご遠慮いただきますようお願いいたします。また、携帯電話につきましては音の出ないように設定をお願いいたします。

それでは宮本委員長、よろしくお願いいたします。

○宮本委員長

宮本でございます。皆さん、こんにちは。本日もたくさんお集まりいただきまして、ありがとうございます。

この委員会も昨年の8月に開催されまして7カ月がたちました。前回の委員会でお約束いたしましたように、きょうは委員長と副委員長2人、3人で意見書のたたき台を提示いたすということで

ございます。それをベースに委員各位の忌憚ないご意見をお願いしたいと思っておりますので、よろしく
お願いいたします。

きょうは1時半から4時半ということで、通常よりも少し短い時間を設定しておりますけれども、
これはまた審議の過程でどのようになるかわかりません。ただし、できるだけ円滑に有意義な審議
がしたいと思っておりますので、どうぞご協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。

それでは庶務の方、報告をお願いいたします。

2. 報告

1) 前回委員会以降の会議開催経過について

○庶務（日本能率協会総研 前原）

庶務の前原でございます。これより、未報告となっております会議についてご報告申し上げます。
報告資料1をご参照ください。

2月20日開催の第73回委員会についてでございます。原案に関する総括的な審議として、まず水
需要管理について、及び計画策定について審議が行われました。

水需要管理では、まず千代延委員と綾委員より意見発表があり、委員間で河川管理から流域ガバ
ナンスへの転換について、また理念を実現するための具体的な指標及びプロセスの必要性などにつ
いての審議がなされました。

計画策定では、田中委員と川上委員より意見発表があり、委員間のキャッチボール及び河川管理
者とのキャッチボールの必要性、また住民意見の反映プロセスなどについての審議がなされました。

そのほか、河川利用、耐越水堤防設計指針、今後の委員会の進め方などについての審議が行われ
ました。

続きまして、2月25日開催の第93回運営会議についてでございます。ここでは、今後の委員会活
動についての審議が行われ、原案への意見書のたたき台について意見募集を行うこと、3月14日に
第94回運営会議を開催すること、また流域自治体などからのご意見は、参考資料2「関係行政機関
からのご意見」として配布することなどが決定し、第74回委員会で諮ることとなっております。

以上でございます。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

それでは審議に入りたいと思っておりますが、その前に1件、委員の方々にお諮りしたいことがござい
ます。実は、きょうはこの委員会の会場に初代の流域委員会委員長の芦田先生がお見えになってお
ります。一番最後の一般傍聴の意見までちょっと時間的におられないということでございまして、

これは本当に特例中の特例なんですけれども、もし委員皆様方のご了解がいただければ、冒頭に芦田初代委員長から一言お言葉をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。ご同意を得られたということですので、それでは芦田委員長、よろしく願いいたします。

○芦田元委員長

どうも、皆さん、今日は、私は淀川水系流域委員会準備会の時から5年間委員長を仰せつかった芦田でございます。このような発言の機会を与えていただきまして、どうもありがとうございます。本来ならば発足の時に挨拶すべきでしたが、体調を崩しておりまして本日になったことをお許し下さい。どうも、ありがとうございます。

この機会に私の考え方を少し述べさせていただいてよろしございますでしょうか。

○宮本委員長

先生、どうぞお座りになってください。

○芦田元委員長

それでは、座らせていただきます。この委員会は河川法を改正して治水・利水に新たに環境が加えられたことをうけてつくられた委員会ですので、まず、環境のことを重視しようということで始まったわけでありまして。とにかく、人間が今まで治水・利水のため川に手を加え、その自然の変動を拘束し過ぎたために、その自然の変動に適応して進化してきた生き物が棲みにくくなって来たということ、それを元に返し生き物が生育・生息できる環境を復元していくことが重要な点であります。この場合治水・利水に対する影響はでできます。

一方、治水についてみると、大河川でも年確率100分の1、200分の1程度の洪水を対象にして治水計画が立てられます。完成には長時間かかりますので実際にはそれよりは低い状態であります。また、中小河川ではもっと低い確率がとられています。したがって、洪水が堤防を越流し、一気に破堤して人命を損失する危険性が高い状態にあると言わざるを得ません。このような人命に関わる現象を取り扱う分野では計画対象として上記の状態ではあまりにも低いと思います。

このように、河川環境に関しては、出来るだけ自然の変動の自由を許容して、物の住みよい環境を復元することが必要であります。それにより、治水・利水の安全度は低下するでしょうし、一方、治水安全度は向上させなければなりません。

すなわち、自然環境を復元するなかで、治水安全度も向上させる。ことを考えなければなりません。そんなことが出来るか誰しも疑問に思うでしょう。従来型の治水ではそのとおりです。それを可能にするためには治水理念を根本的に転換しなければなりません。それを淀川水系流域委員会で

提言してきました。

治水理念をいかなる洪水に対しても人命の損失を避けるとともに被害を出来るだけ軽減する、さらに河川環境との調和を図るように転換する。そのためには、河道対応だけでは限界があり、土地利用や避難体制の整備など流域対応が重要です。また河道対応ではダムや大きな河道掘削のような河川環境に大きい影響を与えるものは出来るだけ避け、堤防の強化を重視し、越水しても容易に破堤しない堤防にして壊滅的な被害が発生しないようにすることが大切です。これらの対策を戦略的に実施することにより目的を達成することができるでしょう。この治水理念の転換は今までの淀川水系流域委員会において最も重視したところでありまして、本委員会においても継承して頂きたいと思います。

河川環境の復元・保全に関しては具体的な目標を設定することが、まず必要であり、そのための行動計画を作成しなければなりません。それについては、個々の場所で考えるのではなく流域全体で考える必要があります。また、環境復元・保全と治水・利水とは関連させ総合的に議論することが大切であります。そうでないと、治水・利水だけが先行し環境の問題は置き去りにされる恐れを私は持っております。

皆様の議論は、ずっと資料を送っていただいております、極めて熱心に議論されているのを知っております。敬意を表したいと存じます。どうもありがとうございました。

○宮本委員長

芦田委員長、ありがとうございました。それでは、お時間の許す限り、どうぞ傍聴をお願いしたいと思います。

それでは、もう1つ審議の前に河川管理者の方からちょっと事務的な報告がございますので、お願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

河川調査官の井上でございます。本日、お手元にお配りしている資料の中に審議参考資料1ということで、「淀川水系河川整備計画原案についての補足資料」というのを用意しております。内容についてはここではご説明いたしません。これまで私どもがご説明してきた内容をコンパクトにまとめたもの、我々の考えている基本的な考え方を整理したもの、それからわかりやすく図示したものを用意させていただいております。特に、これまでの審議の中でダムの効果であるとか整備後・整備前の効果、そういうことについてご審議がありましたので、それに対しての河川管理者の整理したものをここに用意させていただいております。

また審議の途中で、あるいは状況を見て、この中について説明をする必要があれば説明させてい

ただきたいと存じますし、きょう、本日の審議のときにご活用いただければと思います。よろしく
お願いいたします。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

3. 審議

1) 河川整備計画原案への意見書について

○宮本委員長

それでは審議に入りたいと思います。お手元の審議資料1でございます。委員の皆様方には昨日
の午前中だったかと思いますが、事前にメールで配付させていただいた今年の8月28日に示
されました原案に対する意見案と書いてございますけれども、たたき台ということでございます。
初めに意見提示の趣旨というのが書いてございますけれども、なかなかこれは文章でただらと書
いてますので後でまた読みたいと思いますけれども、今回意見を出す趣旨につきまして、私の方か
ら冒頭、本当のざっくばらんな本音といえますか、気持ちをお話ししたいというふうに思います。

まず、この意見書のたたき台というのは、私と川上委員と山下委員の3人で作成いたしました。
したがって、これから私がお話しする中で私たちと言う場合には、この3名だということをも
まずご理解いただきたいというふうに思います。

まず、私たちはこの整備計画の原案を審議するに当たりまして、琵琶湖・淀川を今の芦田元委員
長の話もでございますけれども再生したいんだと。そして、流域の住民の皆さん方の命を大切にしたい
んだということだけを考えております。一切ほかのことは考えておりません。何の思惑もござい
ません。

そして、今年の8月から約7カ月、この委員会の審議が進められてきたわけでございますけれど
も、どうもこの委員と河川管理者の間、あるいはまだ委員同士の間でも議論がかみ合わないとい
うことがあります。これは正直な話、そうだろうというふうに私も実感しております。そして、これ
はある委員の意見書、たしか岡田委員だったかと思いますが、ぼかしやずらしの説明によっ
てなかなか議論がかみ合わないというご意見もいただきました。そして前回は、これは山下副委員
長の方から、私たちが意見を言う、話しているということがどうも壁に向かって話しているような感
じがする、というふうなご意見も出されました。

正直言いまして、各委員、それから一般傍聴の方もいらいだちが募っているということだと思いま
す。そのいらいだちが募る中で、ついつい私も大きな声で失礼なことを河川管理者に言ってきました。
これにつきましては、本当に申しわけなく思っております。おわびしたいというふうに思います。

しかし、私どもが高まっているというか、募ってきたいらだちよりも私は近畿地整の皆さん方のつらさといいますか、苦しさの方が大変だっただろうというふうに思っております。本当に近畿地整の方々、この7カ月頑張ってこられたというふうに私は思います。そして、もういいじゃないですかと、もう変えましょうということをお願いしたいわけでありまして。

近畿地整の皆さん方は、琵琶湖・淀川に対して思いがあると思います。その思いをぜひ熱く語ってほしいわけです。そして、私たちが微力ではございますけれども一生懸命努力しますので、私たちと一緒にぜひ子供や孫に誇りをもって引き継げる琵琶湖・淀川の河川整備計画を一緒につくっていきたい、そんな気持ちで実はこの意見書のたたき台をつくらせていただきました。こういう私たちの思いが入ったこの意見書は、近畿地整に対する私たちのエールだというふうに思っていたきたいというふうに思います。これがこの文書には書けなかった私たちの本音の気持ちであります。

以下、本文につきまして川上副委員長から読んでいただきたいと思っております。お願いいたします。

○川上委員

川上です。座ったままで失礼いたします。審議資料1。

平成20年 月 日

国土交通省近畿地方整備局

局長 布村 明彦 様

「淀川水系河川整備計画原案（平成19年8月28日）」に対する意見（案）

（080311版）

淀川水系流域委員会

委員長 宮本 博司

[意見提示の趣旨]

淀川水系水系流域委員会（委員会「委員会」と呼ぶ。）は、平成19年8月28日に近畿地方整備局（以下「整備局」と呼ぶ。）から提示された「淀川水系河川整備計画原案」（以下「原案」と呼ぶ）について、意見を述べることを求められた。委員会は、17回（第57回～第73回）の委員会を開催し、整備局から説明を聞き、質疑応答を繰り返すなど審議を重ねてきた。

しかし、これまで整備局からなされた説明や、委員・住民からの質問に対する回答は、必ずしも委員が十分に納得できるものであったとは言えない。

また、「原案」は、これまで第1次、2次の委員会で積み重ねてきた議論と、それを受けて平成16年5月8日に整備局が提示した「淀川水系河川整備計画基礎案」の基本的な考え方や基礎案を実施するための具体的施策を必ずしも踏まえたものとはなっておらず、そのため整備局と委員との間

で議論がかみ合わないこともしばしばあった。

このように委員会の審議は決して十分に尽くされたとは言えないが、今後の「原案」に対する審議をできるだけ円滑に、かつ有意義に行い、より良い計画の策定に資するために、現時点における委員会の意見を提示することとした。

[意見]

委員会は、以下に述べる内容を踏まえて「原案」を見直し、再提示されるよう求める。

1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想

・整備局は「これまでの流域における社会活動、河川の整備や利用が淀川水系や我々自身の生活環境に与えてきた影響を真摯に受け止め、生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できるとの考え方のもと、これからの河川整備と管理の取り組みを転換しなければならない。」という基本的な考え方を示している。

しかし、ダム建設については、もっぱら治水・利水面からの検討が優先され、環境面は「配慮する」姿勢にとどまり、環境、治水、利水について総合的な検討を行う積極的姿勢が見られない。

・また、川上ダムの長寿命化容量確保の検討においては、もっぱらコスト面の比較検討にとどまり、環境への負担については考慮されていない。

・このように、「原案」に示された具体的な施策は、整備局が示した「河川環境の保全と再生に関する基本的な考え方」に基づいているとは認められない。

・また、整備局は、河川環境の保全と再生に関する取り組みの前提として、「現状では河川における人為的改変や自然的攪乱に対する環境の応答が科学的に十分解明されておらず、影響予測が不確実な面もあります。」、さらに、「河川環境のために留意すべき事項が明らかになっているものもありますが、事業手法を検討するために必要な過去のデータが不足していることや、環境への影響を回避・低減するための計画や設計に関する知見の蓄積が十分でなく技術的に確立していない面もあります。」と認識しているにもかかわらず、個々のダム建設による環境への影響については、「小さい」、あるいは「影響は回避、低減される」と結論づけている。

・これらの事例に見られるように、「原案」は、「河川環境は、治水、利水対策を実施するにあたっての配慮事項」にすぎないという従来型発想から一步も出ていない。

・かけがえのない琵琶湖・淀川水系の環境の保全と再生のために、これまでの河川整備が与えてきた河川環境への影響を真摯に受け止め、治水、利水の考え方を根本的に転換するという姿勢で「原案」を見直すことを求める。

2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策

・淀川、宇治川、木津川、そして桂川に様々な規模の洪水が発生した場合、「多くの住民の生命を奪う堤防決壊の危険性は減少するのか」という観点から、「現状」と「原案に示された洪水対策メニューが整備された後」とを比較すると、整備局が提示したシミュレーション結果では、現状と整備後とで堤防決壊の危険性はほとんど変わらない。

・これは、「原案」で示された「戦後最大洪水を計画高水位（以下、「H^{ハイ} W^{ウォーター} L^{レベル}」と呼ぶ。）以下で流下させる」及び「淀川本川においては、計画規模洪水をHWL以下で流下させる」という目標のもとに計画された河川改修やダム建設の対策が、いつどのような規模で発生するか分からない洪水から多くの住民の生命を守るという治水の根源的な使命を最優先で果たすことに寄与しないことを明らかにしている。

・住民の命を守ることを第一として、際限のない自然現象に対し、想定を越える洪水が生じても被害を最小限に食い止めるため、避難体制の整備、土地利用計画を含めた流域対策、とりわけ「越水しても急激に破堤しない耐越水堤防」への強化対策に予算を有効に使い、破堤による壊滅的な被害の回避・軽減を流域全体で最優先に取り組むという姿勢で「原案」を見直すことを求める。

3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如

・整備局は「人々が社会生活の中で多くの水を消費することは、河川の水量を減らし、生物の生息・生育環境に対して負荷を与えることにつながる。このため、関係機関と連携を図りながら水需要の抑制を図り、節水型社会を目指す。」という基本的な考え方を示している。

・しかし、整備局には、川上ダムに係わる三重県伊賀水道事業の新規水資源開発や、丹生ダムに係わる異常渇水対策容量の確保について、水需要の抑制、水利権の見直しと用途間転用、異常渇水時の取水制限の強化、維持流量の削減等の施策を進め、できるだけダム等のハード施設の建設を抑制して、水需要管理を積極的に実施しようとする姿勢が見られない。

・需要に応じて新たに水資源開発を行うという従来の発想を転換して水需要管理に積極的に取り組むという姿勢で「原案」を見直すことを求める。

4. 個々のダム計画について

（1）大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発

・宇治川、淀川に対する洪水対策上の効果は計算誤差の範囲であり極めて小さい。また効果が発揮される洪水は、極めて限定的であり、淀川水系河川整備計画に位置づける必要性・緊急性は認められない。

（2）川上ダム

・木津川下流、淀川に対する洪水対策上の効果は計算誤差の範囲であり極めて小さい。また、効果

が発揮される洪水は、極めて限定的であり、淀川水系河川整備計画に位置づける必要性・緊急性は認められない。

- ・三重県伊賀水道事業の新規水需要について、大阪市からの水融通（青蓮寺ダムからの導水）について利水者と調整する余地があるにもかかわらず、整備局による積極的な調整が行われたとは認められない。

- ・ダムの長寿命化対策では、既存ダムの利水容量を活用する方策について、利水者と調整する余地があるにもかかわらず、整備局による積極的な調整が行われたとは認められない。

（3）丹生ダム

- ・異常渇水対策容量の確保について、対象渇水規模を既往最大渇水（昭和14、15年渇水）としていることは過大である。

- ・また、「マイナス1.5m以下には水位低下をさせない」という整備局の説明と、琵琶湖総合開発事業における「異常渇水時における琵琶湖利用最低水位マイナス1.5mから補償対象水位マイナス2.0mまでの取り扱い」との関連が不明確である。

- ・仮に既往最大渇水を対象とし、「マイナス1.5m以下に水位低下をさせない」ということを前提としても、取水制限と維持流量の削減により対応できる可能性があることから、異常渇水対策容量の確保の必要性は認められない。

- ・整備局が、天井川である姉川・高時川の堤防決壊対策について緊急性があると認識しているのであれば、可及的速やかに洪水対策の必要性・緊急性や環境影響等の調査・検討を行い、具体的な整備計画原案を提示することを求める。

（4）ダム全般について

- ・河川環境に与える影響や社会的影響から、ダムはできるだけ建設しない方がよい。しかしどうしても必要であるという場合には、他の施設にも増して徹底的な検討を行い、十分な説明責任を果たす必要があるということを、これまで整備局と委員会は共有してきた。

- ・しかし、原案に盛り込まれた大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム及び丹生ダム計画についての整備局の説明は、ダムを造らんがための数字のつじつま合わせであり、環境への影響もダム建設を前提とした検討に過ぎない。

- ・また、整備局は、平成19年12月20日「淀川水系河川整備計画原案における各ダムの概算事業費とそれを踏まえた治水対策の進め方について」を提示したが、前述のように、いずれのダム計画についても現時点において事業費（大幅な増額）に見合う顕著な効果が認められない。

- ・委員会は、現時点において、これらのダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づける

ことは認められない。

以上

以上です。

○宮本委員長

委員の皆さん方には昨日お配りいたしました。一般傍聴の方々はきょう今初めて見られたと思いますので、ぜひゆっくりとお読み、検討いただきたいというふうに思います。そして、この今の意見書の案はあくまでもたたき台でありまして、きょうこの委員会あるいはさらに次回になるかもしれません、委員の方々、また一般住民の方々からの意見も十分踏まえて変えるべきところは変えていきたいというふうに思っております。

そういうことで、忌憚ない、そして建設的な意見をぜひお願いしたいというふうに思います。そして、再度言いますけれども、この意見書の趣旨は決して近畿地方整備局と何か対立するような気持ちは全くございません。これは近畿地方整備局に対する私どものエールだという気持ちでいっぱいです。それを踏まえて、ぜひご意見をいただきたいというふうに思います。

それでは、委員の皆さん方から順番にご意見をいただいてまいりたいというふうに思います。この前はぐるっと1人おきにやりましたので、そうすると大体自分がいつになるかというのがわかりますので、かえってプレッシャーを与えるのではないかなと思いますので、きょうはランダムというよりも私が勝手に当てさせていただきます。

では、まずしょっぱなでございませぬけれども、池野委員、お願いいたします。

○池野委員

池野でございます。早速のご指名ありがとうございます。皮切りなので何でもよいということで、昨日いただいて以来考えたこと、あるいは日ごろ考えていることを少し発表させていただきます。

まず、たたき台だからなのでしょうけれども、先ほどの委員長のエールとは逆に反しまして、文言は批判ばかりかなというのが素直な一つの印象であります。

意見であります、このたたき台では再提示というようなことを求めておりますが、私は学識経験者の委員会の意見を求められているという立場から考えますと、提言または意見というものを出すべきではないかなというふうな気はいたしております。

次に、治水・利水「優先」、1の項目の全般的な環境であります。環境について私は素人でありますので感覚の議論でしか物は申せませんが、この原案を読ませていただきまして、河道あるいは琵琶湖を含めて非常に広範囲にわたりまして、従来の姿勢を変える第一歩を大きく踏み出したものと私は評価しております。

意見書たたき台にあるように、ダムだけを取り上げてすべてということには賛同しかねると思っております。さらにダムは特に影響が大きいということは十分我々も認識をし、管理者の方も認識されておられる。そういう中では、一般論ではなく個別ダムごとに、専門家あるいは現地に非常に精通した方が検討会というのか何か組織をつくって、影響を小さくする方策を具体的に議論するというようなことを提案したらいかがというふうに考えております。

2つ目の治水につきましては、流域の人口、資産の集積から見まして、現状の安全度が5分1あるいは25分の1というのは確かに低過ぎると思っております。そういう意味で、戦後最大降雨に一応対応するという水準は現在の国力、財政力からして国民の納得が得られる水準ではなかろうかと思っております。その水準に向かって着実にバランスを取りながら向上させるという原案について私は評価いたします。同時に、いかなる洪水に対しても被害の軽減に努めるということは、これはまた河川管理者として当然であろうかと思っております。

特に以前から議論されております堤防、その安全性には十分信頼性がないということ、また破堤による被害の大きさということについてもみんなの意見、認識は一致しているところであります。従いまして、越水しても破堤しにくい堤防の方策の確立、まだ現在、技術的にも確立されていないことですので、その確立に向けた検討及び検討できたらその方策への投資ということを河川管理者の努力義務ということにしたらどうか、ということ委員会として提言したらどうかと思っております。

ただ、堤防であれダムであれ、施設というのは当然限定的であります。当然ながら、避難体制あるいは土地利用の誘導等、流域対策の具体化に向けて最優先で行動すべきあることは論を待たないというところがございます。

利水については余り異論がありませんが、ただ基本的な考え方の実施については、過去の経過あるいは費用負担等、いろんな関係者の多くが非常に複雑に絡む施策の実行であろうと思っております。そういう意味で、前の議論でも言いましたが、具体論の構築に向ってのスタートを早く切るべきだと、その中で議論すべきだと利水については考えております。

それから、ダムについて全般で言いますと、ダムの治水上の効果は限定的でないと思っております。大きな流域面積である淀川では、ダム群による治水効果というのは非常に有効であるというふうに考えております。基本方針でも1万7,000m³/sのうち5,000m³/s、約30%に当たるものを貯めようとしているものであります。ダム群の中でそういうことでやろうと。あるいは、17cmが小さいか大きいかという議論もされました。17cmが6つあれば1mという非常に単純な発想をしますと、1m水位低下になるというような気はいたします。いわゆるダム群で洪水処理をしようと

いう淀川の方式、これは有効であろうとっております。

そのことは基礎案でも明記しておりますし、または今回の委員会の中でも防災の専門家あるいは関係者の方々の意見を拝聴しておりますと、ほぼそういう意見かなというふうに思っております。

ダムの効果の中で二、三具体的に申し上げますと、ほかの施設で代替性があるのかどうかというようなことは、るる検討されました。例えば、上野遊水地の横に、現地も視察したところ、地形上同じような隣接地があります。これは遊水池として拡大できるわけでありますが、この土地は地域の発展に活用しようという合意のもとで、あの遊水地は地域の総意としてできたんだらうというふうに思います。またため池とか公園とかそういうことを利用する総合治水、これも理念としてはいいわけですが、先発する猪名川の実績を見ますと、25年間で60万 m^3 ほどの貯留施設しか出来ておりません。こういうことを考えますと、なかなかダムにかわる代替案というのは実現性から見えないのではないかというふうに思っております。

もう1つ、最後になりますが、堤防強化は当然ながら行わないといけないですけども、堤防強化は全延長が完成して初めて効果が出てくるのだらうと思います。それに対しましてダムは、つくれば即全川にわたって、上流にありますから長い延長にわたって効果を発揮いたします。また、今回テーブルに乗っておるダムというのは、用地が既にほぼ確保されているとっております。そういう意味で非常に早い時期にその効果が発揮できるだらうと思っております。ということから、堤防かダムかという話でなしに、私は堤防もダムもというような気がいたしております。

あともう少し個々の議論はありますが、とりあえずそういう思いでおります。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。それでは次、岡田委員、お願いいたします。

○岡田委員

岡田です。この2回、3回、ちょっと仕事の関係で出れずにご迷惑をかけました。

まず、今回の意見案に関しましては、位置づけをどう考えるかにもよりますが、これが最終的な委員会の意見を出すとりあえずのシミュレーションだとすると、まだかなりもむ必要があるというふうに私は思います。結構乱暴ですが、思惑なしにある意味で河川管理者あるいは河川にかかわるいろんな主体に方向転換を促す強い激励のメッセージというアピールという意味では、私はこれはわかりやすく書かれていると思います。しかし、我々の委員会に託されている任務と権限の枠の中で意見を述べるということになると、かなりまだ乱暴というか、細かいところを少しもんでいく必要があると思います。

例えば、5ページのところの最後に「認められない」と書いてます。委員会は現時点において位

置づけすることは認められないと書いてますが、この「認められない」ということを我々が言うことができるのかどうか。了解しがたいという意味、あるいはさらなる再考を促したいと、そういう意味では実は意見、1ページに書かれている、意見の最初のところに、「再提示されるよう求める」というこれと呼応しているんだと思いますが、この5ページの一番最後のところの「認められない」の解釈の仕方が少し私は気になりました。

それから、ちょっと細かいことを言いますと、「認められない」という言葉が例えば4ページのいろんなところに出てきてますが、ほかのところの「認められない」は、そういうふうに認知しないという、「緊急性は認められない」「行われたとは認められない」という意味での認知しない意味合いだと思いますが、この最後のところの「認められない」は少し意味合いの違う「認められない」ではないかと思います。

そういう意味で、委員会が託されている任務の中で、どういう形で最後の意見を結ぶかということについて、1ページ目の期待するという意味での「求める」という書き方はわかるんですが、5ページの最後のところは、私が理解した範囲内ではちょっとわかりにくいというふうに思います。これが1点。

それから、私自身も議論に参加することができずに、私自身の怠慢でもありますが、今回意見書にも出させていただけてますが、私の意見書の「委員および一般からのご意見」という参考資料1ですと、2枚ほどめくっていただくと018-1/2、018-2/2というのがあります。

特に左側のところについて少し申し上げたいと思いますが、私自身はこの委員会で管理者の側からも提案の中で必ずしも明確に示されていなかったことで、また我々自身からももう少し建設的な意味での問題提起になる議論ができていないところとして、計画マネジメントプロセスの戦略的な位置づけについての議論があらうかと思います。

実は、宮本委員長が中心になって今回お書きいただいたこの意見書の例えば2ページの最初の方のところの五、六行目ですが、「環境、治水、利水について総合的な検討を行う積極的姿勢が見られない」というところがあります。それから、2ページの下から5行目ぐらいですが、「従来型発想から一歩も出ていない」というところがあります。それから、3ページの「3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如」というのがございます。

これを私の観点から申し上げますと、例えばこの「総合的な検討を行う」という場合に、実はもう一つ計画マネジメントのプロセスの中でこれをどういうふうに展開していくのかという具体的な戦略が明示されていないという問題があらうかと思います。これについて私は整備案が極めてあいまいにしか語っていないということが実は問題ではないかというふうに思っています。

この「従来型発想から一步も出ていない」というところですが、私がこの意見のところを書いてますけれども、「計画原案の冒頭における『河川整備策定に当たっての計画基本的考え方』の中で、「Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（処置・改善）のサイクルを考慮し、随時進捗状況を点検して、必要に応じて見直しをするものとする。進捗状況の点検に当たっては流域委員会の意見を聴くとしている。これは本原案の性格を規定する新しい考え方で、高く評価できる」と私は思っています。

問題は、その具体的手順や仕組みとその実施・実現を保証する方法が明確でないという点であります。細かいことはそこに1、2、3というふうにもいろいろ書いていますが、こういう点検をしながら実施していくとするならば、とりあえずうまくいく施策として何を提示して、しかしどのような基準でもっていつまでに、それが本当にそうであるかということはどうやって検証するのかというある種の事業評価のスキームというのがあわせて示されないと、この総合的な検討を行う具体の戦略が見えてこないというふうに思います。

それから、これも申し上げていることですが、例えば私の意見の最後の4のところにも書いてますが、節水型社会を目指す記述の中で、「異常渇水時には、ハード・ソフトの両面で対策を講じる」とありますが、ソフトの対策を具体的にどのように担保するかについて、達成目標や達成方法を明記した行動計画が骨子として欠如しています。このことは水需要管理にかかわらず治水における土地利用対策や情報サービス施策、環境における順応管理のスキーム導入においても当てはまります。ですから、このあたりについてもっと整備計画の中でこういうことを、節水型社会を実現するためにどういう成功モデルを試行的に作ろうとしているのが示されなければならない。そのためにどういう地域単位でどういう当事者を巻き込んでどのような試行を促すのかという積極的な関与、それからそういう提示が感じられないというところが、我々から見たときに非常に不満に思うところではないかというふうに思います。

もう1つだけですが、従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如というのも、言ってみれば、ここに書かれているところを実現するための成功モデル、あるいは社会実験というものをごくこういう形で促していく点が欠けていることになる。そのためには、こういういろんな事業のスキームを提示するというのが示されることによって、ある意味で我々がいろいろ新しい方向へ転換することを促していくことで、ある具体的な接点が見えてくるのではないかというふうに思います。

例えば4ページの川上ダムのところ、あるいはいろんな調整を大阪市とする云々のことについては、これまでもいろいろな試みが公式、非公式にされていると思いますが、ここで整備局による

積極的な調整が行われたとは認められないということを私なりに言いかえますと、河川サイド、整備局が今後単に水需要を現状のまま利水者から出てきた求める需要量をそのまま受け入れる形だけで終わるのか、それとも積極的に政策転換を図っていくための役割を演じる姿勢があるのかということが問題になる。そういう意味での新しい役割モデルを提示する用意があるのかどうかというところが問題になる。そういう意味での新しい役割モデルを提示する用意があるのかどうかというようなどころに関して積極性が感じられないと、そういった問題があるのではないかというふうに思います。

ちょっと話が長くなって申しわけございませんが、以上です。

○宮本委員長

ありがとうございました。それでは次、河田委員お願いいたします。

○河田委員

きのうメールをあけて読ませていただきました。一言で申し上げますと、やはり専門家の意見を一度集約して突き合わせてみる必要があるだろうと思っています。私は防災の専門家として入っているわけですが、専門家の役割というのは、過去に起こったことの解析だけではなくて、これから起こるであろう現象に対する防災の先取りといいますか、こういったことが大変重要だと考えています。

その点からまず3つの指摘をしたいのですが、まず、この近畿地方というのは、2050年までには南海地震に見舞われることは間違いないということであります。そういたしますと、淀川流域、下流域が震度6弱、京都でもかなりの部分が6弱の揺れになるというのが最近の知見であります。そういたしますと、ここの地域全体が大体20から25センチ沈下するということが想定されています。また、その前後に直下型の活断層が動くだろうということで、この京都でも花折あるいは黄檗、西山断層が大変危惧されているわけですが。先月2月26日の中央防災会議では、大阪の上町断層が動きますと、逆断層型地震ですから上町台地よりも西側がおよそ70cm、東側が1.3m、つまり相対的に2mの落差ができるということであります。

淀川で言いますと、淀川大堰と豊里大橋の間でその西側が下がり東側が上昇するということが起こるということであります。ですから、堤防の耐震性を高めるということで今レベル1の実査がなされているわけですが、もうレベル2を想定した耐震性強化に踏み切る必要があるだろうと考えているわけであります。こういった流れの中で堤防の強化というのは、対洪水に対しても当然なされていくものだと考えています。ですから、今は地震単独の災害というよりも、地震の前後に台風等が上陸あるいは付近を通過して大雨が降るというように洪水と地震の組み合わせということを十分考えた防災対策をやらなくてはいけない。これが1つであります。

もう1つは、実は過去10数年の災害の被害の出方が非常に多様化しております。これは実は高齢化社会に入っているということに尽きるわけですが、この特に大阪市を見てみますと、氾濫原に随分地下空間が多様化されて、かつて考えたこともないような被害が発生する危険性が非常に高くなっていると。ですから、絶対ここで大規模な氾濫災害を起こしてはいけません。これは洪水だけではなくて高潮・津波についてもそうであります。高潮についても、つい最近の調査では大阪の場合は計画高潮は昭和9年の室戸台風のコースに昭和34年の伊勢湾台風をモデルとして走らせた潮位偏差3mを満潮位につけ加えてO.P. +5.2mというのが計画高潮になっていますが、実は地球の温暖化で台風の強度が増すということは気象学者の一致した意見であります。

そうしますと、我が国に上陸した台風で一番大きなものは、実は911hPaを記録した室戸台風であります。この室戸台風のコースを40km西に走らせますと、計画高潮が実は1m上がるという大きな問題が出てきております。これをどういうふうにかこれからの防潮対策の見直しにつなげるのかということが大変大きな課題になっている。そういうことも考慮いたしますと、対策というのは何か特効薬的なものを進めるのではなくて、いろいろなものを組み合わせる、そしてその単発の効果はそれほど大きくないけれども、複数の相乗効果のようなもので所要の安全性を担保すると、こういう流れが、こういう異常な外力が働く環境下では大変重要な視点ではないかと思っています。

3番目は、実はここでもソフト対策・ハード対策という言葉が使われておりますが、この言葉をつくったのは私です。1980年代後半の論文で私はこの言葉を使っていますが、この言葉が非常にひとり歩きしています。ハードとソフトが車の両輪だというふうな考え方で使われている場合がほとんどですが、そうではありません。ソフト対策の方が上です。なぜかといいますと、ハードをどういうふうなマネジメントするかというのは実はソフトの問題なんです。この堤防強化あるいはダム建設というのも、これは土木的な工事なんです、これを防災の中でどういうふうな評価するかというのはまさにソフトなんです。

このマネジメントという視点、今先ほど岡田教授が力説しておりましたように、この計画も含めたマネジメントの視点から防災対策あるいは利水・環境をやっていく必要があるだろうというわけです。この3点をまず主張させていただきまして、そして河川法、後から海岸法も改正されて、防災、それから海岸法の場合は海岸の利用、河川の場合は利水、それから環境の問題を同等に取り扱わなければいけない、この趣旨であります。残念ながら環境というのは学問的成果がまだまだ蓄積が浅うございますので、なかなか定量的に評価できない。ここに非常に大きなジレンマがあるわけで、定量的なことが議論できるものに比べると大変インパクトの弱いものになります。そこを補うのはやっぱり専門家の知見だと思います。

すなわち、わかっていることからしか発言ができないとなるとこれは専門家ではないと思います。自分のそれまでの研究キャリアを活用して、限定された知識の中で最善のソリューションを見つける、これが実は専門家の役割であります。そういう意味で、この淀川流域委員会の中の環境の立場で参画していただいている専門家の方たちは、それについてどこまで許容できるのかという非常にクリティカルな評価をしていただきたいと考えております。私は防災の専門家として、2番目に申し上げました防災機能というのは一つのことで実現できるものではない、しかも環境のことを考えればできるだけ小さなあるいは許容量の小さなものが望ましいことは間違いのないわけであります。

例えば大戸ダムをつくったときに17cm下がる、これは誤差の範囲だというふうに書いてございますが、そうではなくてこれははっきりした効果のあるものであります。ただし、たかが 2000万m^3 の貯水能力ですから、 $400\text{m}^3/\text{s}$ というピークカットの値というのはそんなに大きなものではありません。ですけれども、そこでピークカットした時点で下流側に及ぼす影響というのは実は河口まで継続するわけありますから、その数字をどう解釈するかというのは、やはり専門家がもう少し明らかにしないといけません。ダムをつくって1m水位が下がるというふうなそんなものを期待してはいけません。ですから数十cmでもあるいは10cmでもそういう効果が期待できるものははっきりと評価できるわけですから、その時点での全体の防災水準というものをどう実現するのか、これは遊水地あるいは河道掘削、あるいは堤防補強と、こういったものを組み合わせて、どの防災水準まで持ってくるのかというビジョンが多分必要ではないかと考えています。

それから、この委員会では当面30年の整備計画ですけれども、当然それで終わりではなくて、その後の長期的な見通しが必要になってまいります。そういったときに30年でやったことがどうつながるのかということが大変重要なので、そういう意味では過渡期の整備計画についての答えがここでは求められているということでもありますから、その将来につながるような答申にまで持っていく必要があるだろうと。この淀川水系の安全の基準をどういうふうなレベルに設定するかによってダムが必要な場合も出てくるわけです。ですからそういった議論をやはり一度専門家でやってみて、その案を全体として議論していただくと、そして全員一致というのは多分無理だと思いますので、その意見の背景を書いていただいたような形での提言が一番妥当ではないかと私は思っています。

以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。次、河地委員お願いします。

○河地委員

前は都合で休ませていただきました。今回のこの意見書は、実はきのう外に出ておりましたの

できょう初めて拝見しましたので、多くのことは言えないんですが、この意見書をお三方でおまとめいただいたということでもまず敬意を表したいのですが。この意見書はあくまでも中間的な現段階での意見であって、これに基づいて整備局の方から再度原案を見直して再提出してくださいということが前提になっている意見書であるわけです。

前回の議事録等を拝見しまして、キャッチボールという言葉が出ておりましたが、これまでの委員会でもキャッチボールという言葉が再三出てきましたが、1次、2次の委員会でキャッチボールをしながら基礎案づくりに向けて努力されてきたと。そのことに対して私はいささかも異論を挟むつもりは一切ございませんが、今回のこの3次の委員会では、キャッチボールという段階ではなくて、河川管理者が正式の球場のマウンドに立って原案という球を、渾身の一球をキャッチャーに向けて投げられたわけです。

キャッチャーはだれかといいますと、我々委員会の委員ではなくて、関係されている住民の方あるいは自治体等々がキャッチャー、球を受ける人はそういう人たちであると。いわゆるステークホルダーだと思います。委員会はそのキャッチャーの後ろに立っている審判であると。ピッチャーが投げたこの原案という球がストライクなのかボールなのか、あるいはとんでもない暴投なのか、はたまた危険球なのかというところを、それぞれの分野の知見から判断して審判・判定を下すというのがこの委員会の使命であると思います。

ですから、今回の意見書はとことんこの委員会が納得するまで原案を修正しない限り我々は一步も退かないという姿勢のものであるということで、その辺についてまずいかなものかなというふうに思います。このままいきますと、恐らく夏目漱石が言いました低回趣味に陥るというふうに袋小路に陥ってしまう可能性があります。やはりお金も時間も貴重なものでありますから、その中で現実問題をどうするかという視点に立って、もう少し具体の論議をして判定を下して意見を述べると。冒頭に池野委員がおっしゃったような、原案に対して委員会としての意見を述べると、それに基づいて謙虚に判断しながら事業が実施されるというのが一つの方向ではないかというふうに思います。このままいきますと、こういう形でいきますと永遠にまた続きそうなことが懸念されます。

それともう1つ、この意見書について具体の中身を申し上げられないのは申しわけございませんが、道義というのがありますね。いかなる法律も道義に従属した関係でなければならないと考えております。河川法についてもしかりでありまして、道義にもとるようなことを法がやり出すとこれは大変な話であります。具体的に申し上げますと、河川法が改正される以前に事業が起こっている、そういったところで既にアクションが起こっておって、例えばダムの水没者は立ち退かれておられるという現状があるわけですね。そのダムの事業を含めて全体の合意として進められると。

その後、河川法が出てきて、環境に配慮して、治水・利水・環境の三本軸で河川整備をやりましようということになった。そういったところで、そういった方々の心や思いやそういうものを果たして法が踏みにじっていいのかどうかというところは、私は最初から非常に疑問を持っているところでもあります。だからといって、ダムをつくりなさいと、好きなだけつくりなさいと、当初の計画どおりやりなさいということでは決してありませんで、やはり環境との調和に十分配慮した上でそういう道義は最後まで尽くさなければいかんと私は思います。これはある種の原則論ではありますが。

そういうところで、余り具体の意見を述べられませんでした。以上で終わらせていただきます。

○宮本委員長

ありがとうございました。次に澤井委員、お願いします。

○澤井委員

私は、この意見書案を見せてもらって最大の論点は、治水対策においてダムを優先するのかそれとも堤防補強を優先するのかというところだろうと思います。その大きな差は、ある規模の洪水というものを設定して、例えば戦後最大、あるいは計画規模というものを設定して、それ以下のものについて極力被害を食い止めようとするのが原案の考え方だと思います。水位を下げるためには河道断面を広げる、もしくは上流でカットするということになって、その具体的な例がダムになっているのだらうと思います。

ところが、特に委員長が前からよく言っておられるのは、それを上回るものというのは必ず来るんだということですね。ですから、それに対する備えの方が命を守るという観点でより重要ではないかと、そのためには破堤させないということが最大のポイントだということはずっと言っておられるわけですね。そこがかみ合っていないというふうに私は感じているんです。これはどちらも治水対策として非常に重要なポイントだと思ってますから、できることなら両方並行してやっていきたいというふうに単純には思うわけですが、もちろんそれはお金がふんだんにあつての話ですから、限られた予算の中でどちらを優先させるのかという選択が非常に難しいというところだと思います。

私がちょっと感じるのは、この委員長等の意見書案を見ていると、管理者の原案の方には破堤、特に越水に対する破堤に対応する施策が全く触れられてないという指摘をしておられると思います。それは前からの説明では管理者はいろんな工法はあるんだと、検討はしてきていると、だけど今絶対これで大丈夫だという自信がないというところですね。ですから実際にはやっていくとしても、この原案に書き込むことができなかつたというふうな表現があつたと思います。私はそれをぜひ加えてほしいというふうに思うんです。両方やっぱり並行してやっていただきたいと思います。それ

から、どちらか片方しかできないとすれば、どちらを優先させるかというのは、やはり何か統一の指標をもって比較すべきだと思います。

その点では、ダムに対してはどのようなダムをつくればどのような効果が期待できるということの試算が示されているわけですね。それに対して堤防補強をした場合にどのくらいの予算が必要で、どのくらいの年月がかかって、どのくらいの効果を発揮するのかというところの提示がされていないような気がするんです。ですから、そこがちょっと水掛け論になっているのではないかなという気がするんです。そこをぜひ示してほしいと思うんです。その上で我々が判断をしていけばいいのではないかと思います。

それから私はダムの効果は非常に大きいというふうに感じてますので、ダムを必ずしも否定してないんですが、ダムをつくとすればやはり環境への影響を極力小さくするという意味でぜひ流水型のダムというものを前面に出してほしい。そのためにはやはり利水をあきらめるということが出てくると思うんです。例えば川上ダムで示されているダムアセットマネジメントのための利水容量、利水とはいわないかもしれませんが、その容量を確保するというようなことはあきらめないと、環境への配慮というのは成り立たないという気がするんです。ですから、極力治水専用のダムということで考えていただきたいというふうに思ってます。以上です。

○宮本委員長

ありがとうございました。次、寶委員、お願いします。

○寶委員

寶です。この意見(案)ですけれども、こういう委員会で何とか(案)と出てきますと、かなり熟度が、議論を十分にされまして、あと最後委員会の中で多少議論して、幾つか修正あるとしてもその修正を含めて(案)をとりましょうというような形で出てくるのが多いのではないかなと思うのですが、今回、前回から委員長がおっしゃっているようにたたき台を出すのだとおっしゃったので、ここの「意見(案)」のところは「たたき台」と書いていただいた方がよかったのではないかなと。といいますのは、この文書が何の注釈もなしに、委員長から口頭で説明はあったのですけれども、この文書のまま出ますと、これ自体が委員会の意見、かなり熟度の高い委員会の意見ではないかと誤解される可能性があると思ひまして、そういう心配をするわけです。ですから、その辺はもうちょっとデリケートなご配慮をしてほしかったなと思ひています。

熟度が低いと申しますのは、まず意見書の満たすべき要件というものを余り議論しないまま取りまとめられたということでありまして、私が考えますには意見書の満たすべき要件というのは少なくとも3つぐらいあるだろうと思ひています。

1つは基本方針というものがあります。河川法に従いまして基本方針、そのもとの整備計画なんですから、基本方針にのっとった整備計画となっているかどうかという観点から流域委員会として意見を申し述べるというのがまず1つかなと思います。

それから2つ目は、原案全体について良いところは良い、まずいところはどのように直すべきかというような建設的な意見を申し述べるというふうなこと。

それから3つ目は、委員会メンバーが合意できないところは各論を併記してでもなるべく24人の委員の意見が反映されるようにするという、そういったことが意見書の満たすべき要件ではないかと思っております。

この3つの観点からしますと、今回せっかくお三方がご努力いただいた、それには敬意を表するわけですが、そういった観点からはちょっと熟度が低いのではないかというふうに思っております、そういった観点からご再考いただきたいと思っております。

特に私は治水の方の専門ということでありますので、この文書でいいますと2ページ目から3ページ目にかけてですが、『「現状」と「原案に示された洪水対策メニューが整備された後」とを比較すると、整備局が提示したシミュレーション結果では、現状と整備後とで堤防決壊の危険性はほとんど変わらない』というふうに書いてありますけれども、これはどこの地点で議論しているのかというふうなことなんですよね。流域全体で考えた場合には、かなり限られたところでしか見てないのではないかなというふうに思います。

むしろ「中上流部での治水安全度は格段に高まり、下流の治水安全度も損ねないので、流域全体としてかなりの効果を発揮すると言える」ということであろうと思うのですが、この辺につきましては、先ほど河田委員のお話もありましたように、専門家の意見を突き合わせる必要があるというふうに思っております。

そういうことをしないままここでこう書かれたとしたら、それは私としては自分の意見が反映されていないので極めて不満でございます。したがって、今の次の段落の、「これは、これこれ明らかにしている」という文章は成り立たないんです。ここの段落は、前段の「危険性はほとんど変わらない」ということを受けてつくってある文章ですから、私からすればここは訂正・削除というふうなことになると思います。したがって、そんなふうなことで委員の意見が十分反映されていないというのは、きょうはたたき台ですから当然ですけれども、これから専門家の見解を突き合わせるというふうな作業を経て最終的な意見書にしていきたいと思っております。

それから、3のところですが、「水需要の抑制を図り、節水型社会を目指す」と。これも前回申し上げましたけれども、「水需要の抑制」というところは「水需要の効果的な管理」とか、「節水

型社会」というところは「水に関して持続可能な社会を目指す」とか、そういうふうな文言に直していただくというふうなことがいいんじゃないかなと私は思っております。それから、先ほどもご指摘ありましたけれども、意見書中の「認められない」、「認められない」、「認められない」とかそういうことでは本当にエールになるのかと。やっぱりいいところはいいと、悪いところは悪いと、ではこういうふうに直したらいいではないかと、そういうふうな形で意見書を書き上げるべきだろうと思っております、そうすることによって、第三者が見たときも、流域委員会は原案を正当に評価したということにもなりましょうし、受け取る側にしましても、見てくれるところは見てくれているなということになるんだろうなと思っております。以上です。

○宮本委員長

ありがとうございました。それでは、もう大体この順番がどういう順番かというのは皆さんご想像ついていると思いますけれども、アイウエオ順でいってますので。竹門委員、お願いします。

○竹門委員

竹門です。昨日送られてきた「意見（案）」を読みまして、私が環境に対する意見を述べたときにも確かにこのように「何々が足りない」という形で議論展開をしてしまったという自分に対する反省も感じました。というのは、今、寶委員もおっしゃったように、この委員会ですべきことは何か、やはり原案に対して積極的な意見を述べることである。つまり、「ここができてない」というのではなくて、「どうするべきだ」という発想の意見形成を盛り込んでいくべきではないかと感じた次第です。

では個々のテーマに対してどのようにそれを実現していくかです。順番に1番、2番、3番と環境それから治水、利水への意見が書かれています。まず、環境に関しては「何々ができてない」だけで終わっています。つまり、環境に対しては淀川流域としてはどういう計画を立てるべきだという提言がここには書かれていない。ぜひ我々の議論の中で環境サイドから淀川はどうあるべしという、計画としてどういうものを盛り込むべきであるという、そういう意見を出していくべきだというふうに思います。

どうしてそういう結果になってしまったのかを考えてみますと、これまでの委員会では、原案に対して項目順に質問して意見を言うという形でしか審議されてないわけです。これは、流域委員会としては出発点にすぎなくて、具体的な提言をしていくためには、個々の議論に終わるのではなく、さらに、ここに書かれているように「総合的な検討を行う積極姿勢」を我々が示さないといけないのではないかと思います。具体的に申しますと、今まで行われてきた論点はすべて治水上の計画に対して治水の観点から是非を問う、利水の観点から是非を問う、環境に関しても環境上いいか悪い

かという形で議論がされてきたわけですが、治水・利水の対策に対して環境の側からどう評価できるかという見方だけではなく、環境の対策がいかに治水・利水に役立つかという観点も必要になってくるわけです。

今後淀川流域で行われるであろう公共事業に対して、治水・利水・環境・利用のそれぞれの観点から、目標を立て議論を突き合わせる必要があります。つまり具体的なテーマに対してどのような方針であるべきかという議論を総合的にするべきです。ところが琵琶湖の水位の問題にしても、あるいは伊賀地方の治水・利水・環境の問題に関しても、遊水地の治水効果という形でしか議論されておらず、遊水地を環境的にどう位置づけるかや、将来的な利用のあり方からの議論がなかったことが、キャッチボールや意見形成にならずに、言いつ放しで終わっている原因ではないかと思えます。

では提言としてはどう書くべきか。時間があれば個々の大きな公共事業についても一度総合的な議論をすればいいのですけれども、それができない状況においては、総合的な考え方を表に出していただくという提案になるのではないかと思います。例えば、原案に書かれている環境配慮については、ここでは環境配慮しかないという形で否定的に書かれているんですが、環境配慮については、かつて西野委員も言っていました、相当気合を入れて行き届いています。個々の事業に対し環境インパクトを評価するということを、逆にそれさえすればいい形になるという危険はありますけれども、努力をされていると評価されます。

ただ、それが、前回申しましたように総合的に結びついていないという問題があったわけですね。環境配慮がいわば孤立しておると。計画案では治水・利水・利用について、それぞれ環境対策としてどんな意味があるのか連関をきちんと示していただきたいと思います。。例えば、遊水地の問題、あるいは水位管理の問題に関して、環境サイドからの検討も計画の中に組み入れて判断をしていくという方針を書いていただきたい。さらに河川の蛇行あるいは氾濫原の再生といった環境対策を治水に役立てる方法、方針ですとか、あるいは河川の自浄作用や地下水の涵養などを、流域対応と言われる治水計画の中に環境に役立てられるような施策として組み込み、それをさらに利水に役立てるという筋道を示していただきたい。

これは必ずしも利水・治水だけじゃなくて、人と川のつながりあるいは「川らしい利用」という基本的な考え方を具体化させるための施策としても、環境・治水・利水と結びつけて示していただきたい。案としては河道を複列化させることによって危険な流れしかなかったところに河道にせせらぎをつくり小さい子でも淀川本川で遊ぶことができるというようなものもあり得ます。つまり、環境のサイドからのいろいろな機能を持つと同時に、人が利用できる場としても利する施策を具体的

に検討する方針を掲げていただきたい。原案では、治水・利水・環境・利用について各テーマの視点からしか書かれてないというところが、1次、2次の流域委員会が掲げた大方針と合っていないところなのではないか思います。以上です。

○宮本委員長

ありがとうございました。それでは、半分ぐらいの委員から意見をいただいて休憩にしたいと思いますので、前半の最後のご意見ということで田中委員、お願いいたします。

○田中委員

田中です。たたき台、この意見案は基本的に私は賛成です。ただ、先ほどからも指摘がありましたように、言葉一つ一つの中では少し気になるところもありますが、大筋では大体たたき台としてはこういう形でいいのではないかと考えております。

ただ、今まで整備局と委員会の間で議論がかみ合わなかったということなんですが、これについては方向性、ある方向性でかみ合っていないのか、それとも方向性はほぼ同じなだけけれども何か意見がかみ合わないのかどうか、その辺のところは、例えば堤防の問題にしる既往最大の問題にしる、あるいはいかなる洪水に対してもという、その辺の言葉のやりとりの中で、もう少し議論してきちっとしたものが僕は出てくるのではないかと、そのキャッチボールというのはこれからまだまだ議論すれば何かお互いに、委員会も管理者側の間からも、両者の中で出てくるような、私は気がしております。したがって、これは努力するべきであろうと考えております。

それから、今竹門委員からもおっしゃってますけれども、やっぱり流域対応の中では環境という視点から言えば、流域の環境、特に自然環境保全というのは、私は決して治水・利水に対立するものではないと考えております。これはやはり川を見る場合の大前提だと思っておりますので、この辺の視点もぜひ中に考えていただきたいと思っております。以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。まだあと半分近い委員の方々、意見をいただいておりますけれども、ここで前半を終わらして、少し休憩をとりたいと思っておりますので、庶務、お願いいたします。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは3時15分まで休憩としたいと思います。よろしくお願いいたします。

[午後 2時59分 休憩]

[午後 3時16分 再開]

○庶務 (日本能率協会総研 近藤)

それでは、審議を再開したいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

○宮本委員長

それでは、引き続き意見をいただきたいと思います。それでは、きょうはこれ、名簿のあいうえお順に実は指名していつているのですけれども、「あ」の綾委員が先ほどおられませんでしたので、綾委員、お願いいたします。

○綾委員

綾でございます。遅れて参りまして申しわけございません。意見ということでございますので、昨日私もメールで送っていただきまして読ませていただきまして、ここに書かれている内容については、おおむね委員会で議論されたことが反映されているというように理解しております。ただ、先ほどからも幾つかあったと思いますけれども、議論がちょっと否定的なところが多過ぎるということはあるかと思えます。そういう細かい話は残されていると思えます。

それと、あとここで書かれていない内容ですね。ほとんどそれは実質的な議論がされなかったということもそうなんですけれども、それは基本的には私は委員の間でおおむね了解されている事項というぐあいに考えております。私は2期に続いての3期ということで委員を務めさせていただいておりますけれども、従来形のものとかを見てますと、個別の案件についてずっと意見を書いているというような形式が多かったわけですが、今回そういう形をとらなかったということで、ここに言及されてないことについては、積極的に評価することもたくさんあると思えますので、それは私はこれを読んでそういうぐあいに理解しました。

それと、一番最初の1ページ目の最後で原案を見直して再提出されるよう求めるということでございますけれども、全体的な時間的なスケジュールの関係もございまして、この辺の最終的にどういう形で意見とするのかということについては、ご議論いただきたいというぐあいに思っております。以上でございます。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。それでは飛ばしました佐野委員お願いいたします。

○佐野委員

佐野です。遅れて来まして失礼いたしました。私も昨日これを拝読しまして、まず今回の意見書に先立って、前提として押さえておきたいのは、今期の委員会は河川管理者から議論の時間を十分に、私は与えられていなかったという理解をしております。つまり、委員会の話し合いに出た、論点に挙がったものしか今の時点では書けないと思うんですね。その前提で考えますと、今回の意見

書はこの話し合いの場で出たことに沿って書かれておりますので、現時点での意見ということでは、この内容で私は妥当ではないかというのを、読ませていただいて感じております。

もちろん、もっと本来の委員会の理想としては、先ほど竹門委員のご指摘にありましたように、具体的な提言まで行う積極的姿勢が欲しいというのはもうおっしゃるとおりなんです、今回の12月にやっと予算の数字が入ったものが出て、それから今この時点でという前提を押しえるのであれば、とても積極的な具体策を踏み込んで書くところまで議論ができなかったという外的な条件をまず考えるべきだと思います。その点、今回1ページ目のところに「現時点での」というふうになんと書いてくださっていますので、現時点での意見書を出せということであれば、このあたりの論点というのが妥当なところではないかというふうに私は支持したいと思います。

○宮本委員長

ありがとうございました。それでは続きまして千代延委員お願いいたします。

○千代延委員

千代延です。佐野委員と同じことが大半です。この意見書を私も読みまして一見原案の全面否定のように受けとめられるところもあるのですけれども、ここに挙がっておりますことは、議論に挙がっておる問題点が絞られていると思うんです。例えば、河川レンジャーであるとか、琵琶湖の洗堰の操作でもって環境へ大変な配慮をしておるとか、いろいろ現時点でも支持できることは結構たくさんあると思うんです。しかし、ここに挙がっておりますのは、やっぱりこの辺が大きな問題であるから見直しをしていただきたいということですので、私は非常に適切な意見になっていると思います。

特につけ加えて申しますと、環境・治水・利水とも、今度の原案で一つの大きな特徴といいますか、私が戸惑ったことは、基礎案に載せられておりました河川整備の基本的考え方、これについては委員会がただただ独走してつくり上げたものではなくて、河川管理者との協働作業によって築き上げられたものがたくさんあると思うんですが、そこからかなりずれていたことです。そこに最初の戸惑いがありました。現在もこのまま原案が案になっていくというのはどうも忍びないというところがありますので、やっぱり見直しをしていただきたいという気持ちが強く、この意見の骨子というのは支持したいと思います。

それから、もう少しつけ加えさせていただきますと、私は利水のことですら少し調べさせていただいたんですが、利水の、ここの原案の書き方、取り上げ方、これは水需要の精査確認とか、それから水利権の見直しと用途間転用、それから利水者会議の常設と水需要抑制、1つ飛びましたけど、既存水源開発施設の再編と運用の見直しとか、こういうことは基礎案と同じように取り上げられまし

て、あとはこれを担保するように、いかに具体化していくかというものを期待しておったんですが、その具体的な施策の内容には踏み込まれておりませんでしたけれども、まず安堵してこれを読んだわけです。

ところが、具体的な大きな問題である川上ダム水利、伊賀市の水道用水の具体的な問題になりますと、河川管理者は一步も二歩も後ろに下がって当事者の意思に任せると。それならなぜその水需要の精査確認をするのか、それから用途間転用をこういうふうの高々にうたうのか、全くその意図がわからないわけです。そういうふうには、この原案はやっぱり部分部分では、本当に乾坤一てき、突っ込んでかき上げたものではないように思うんです。もしそれでもうこれ以上のものはありませんというのであれば、これは原案そのものが大変な問題だと思います。

それから、川上ダムに関連して申しますと、長寿命化容量と言っていますけれども、これの検討も深めれば深めるほど、経済的効果だけでもバイパストンネル等、今までおやりになったやり方と比較して有利であるというふうな判断をされておりますけれども、今ある水利容量を活用して見ればどういふメリットが出るかとかいうようなことは、原案が委員会に出されるまでは一切されていなかったように思うんです。そういうことから言いますと、本当に乾坤一てきのものを原案としてまとめて出したというふうには到底思えないわけです。そういう意味で見直しをしていただきたい思います。

あくまでも、ここに書いておりますのは、まとめられてますのは、すべてが悪いというふうに一見読めますけれども、よくできているというところはここには割愛してあると思うんです。この中で議論として取り上げられたものということに絞られておりますので、その点を配慮して読めば、これはこれで支持できる内容になっていると思います。以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。次、深町委員お願いします。

○深町委員

私は今回初めて委員になりましたが、17回全部参加はできていませんが、その流れを見る中で、参加する中で感じてきた疑問とか問題点を素直に、率直にまとめていただいた、表現の仕方とかもっとよりよくする部分はあるとは思いますが、非常によく、妥当な案だというふうなこれを見て感じました。

それは、自分の感想としてもそうなんですけれども、今までの今回に至る委員会の、もっと前からかかわっていらっしゃる委員の方々の議論とか、あるいは傍聴者の方からのたくさんの疑問とか意見を伺う中で、やはりこういう部分をきちっと表明する、まとめるというのは意味があるし、逆

にそういうふうなことは必要だと思っています。

それで、それよりも何よりも、今回整備局の方で出された原案の1ページから2ページ、こちらの意見書の方にもありますけれども、整備計画の策定に当たっての基本的な考え方ということで、川が川をつくるとか、水・生物・人・まちづくりなどとのつながりを持った川にするとか、連続性を確保するといったような、これは基本的な、何も環境も考えましょうというだけではなくて、整備計画を策定するに当たっての一番基本となる考え方という部分ですから、ここと照らし合わせてみて、素直にここを基本として書かれた原案の1つ、今回の整備計画というのにつながっているなという部分があればいいのですが、どうとらえてもやはりダムというのが先にあることによって、この辺の一番基本的な考え方というところの議論をする余地がほとんどなかったというふうに私は感じています。

ですから、本来であれば基本的な考え方に即して幾つかの案ですね、1つはダムをつくる案とか、あるいは堤防補強をする案とかというのがあったときに、治水・利水・環境という3つの面から見て、一番これから川をよくしていく案としてどれがいいのかなというところを、いろんな専門家の方と話し合っていくことに意味があったと思うんですが、残念ながらそういう形になっていない限りは、今は疑問点、問題点として感じたところを挙げさせていただくと。

その中で、この中の委員の方でもまだ足りないとおっしゃっているので、これは疑問ではないということで、解決していただくのであればしていただければいいと思いますし、河川管理者の方の中で、この疑問、問題点をよりいい方向でやる形を、ちょっとでもいい案として出していただければ幸いだと思っています。

○宮本委員長

はい、ありがとうございます。次は本多委員、お願いします。

○本多委員

本多です。文言とか批判的な表現があるのではないかというのは今後の課題ということになるかもしれませんが、意見書案としては、私はおおむね流域委員会の意見をうまくまとめてくださったのではないかと思います。また、流域委員会1期目からの理念をきちっと踏まえた意見を出してくださったのではないかと思います。

ただ、私がちょっと気になるところがありますのは、4ページ目の丹生ダムのところの最初に書かれた2行のところなんですね。ここには異常洪水について、既往最大が、これは過大ではないかというふうに書かれている点についてであります。これは非常に私は気になっていた言葉なんですけれども、治水に関しては「いかなる洪水に対しても」ということを主張し続けてきたにもかかわ

らず、渇水に関してはこれは過大であるというような上限が設けられているというのが、少し私には理解できないところです。本来なら「いかなる渇水に対しても」というような対応が求められるからこそ、我々が主張してきた水需要管理がいかに重要かということがわかるはずなんです。その渇水も、超異常渇水とか、もう干ばつに近い渇水とか、そんな状況になれば、これはもうダムが1つある、2つあるというのはわずかな延命処置でしかなく、ほとんどダムの意味はない。そうすると、いかに水需要管理をするかということが重要になってくる話ですから、やはり何か上限を設ける、ここだけ上限を設けるというのは、何か私はひっかかります。

それと、今まさに大阪、三重の間で水を融通し合おうとか、そういう水需要管理の一環として、流域上もしくは河川上でやろうという水需要管理もあると思いますし、また小さな単位で言うと自治体とか地域内の水需要管理とか、またまた事業所単位での水需要管理とか、それから個人とか家庭の生活の中での水需要管理とか、そういうものも必要になってくると思うんですね。そういう意味では、「水需要管理の多様性」というものをもっと私たちは議論しておく必要があったのではないかなというふうに思います。

それと、ちょっとこれは、この意見書をまとめるに当たっての行程の問題でありますけれども、期間とか行程の問題ですが、12月に本来出すと予定のものがおけているわけですから、すぐに出さなければならない問題だろうと思います。しかし、今の意見を聞いていまして、必ずしも合意形成はできていませんし、すぐに出せる状況でもないだろうと思います。そうすると、どれぐらいの目安を立ててどういうふうに議論していくのかという、あとどれぐらい欲しいというようなものがあれば、それを有効に活用してやっていくということが必要になるのではないかと思うわけです。

今のこの意見書は、今までの疑問とか質問をまとめたものですから、従来から副委員長の方がおっしゃってたように、壁に向かって意見を言うているようなものをまとめてまた出しても、意見書がまた壁に向かって投げるようなものであっては意味がないというふうに思うわけなんです。そうすると、この意見書をつくるに当たって、管理者は今の原案が最良のものだというふうに思っておられるというふうにこの間発言がありましたから、やはりそれを乗り越える問題を、解決していかないとキャッチボールにはなっていないのかなと思います。

私はそういうことを考えたときに、今1期目、2期目の流域委員会というのは、意見書をまとめたり提言をまとめたりするときには、必ず我々の意見を、地元を赴いて行って説明責任をきっちり果たして、我々自身も住民意見を聴取して、そして住民の皆さんと一緒にこの委員会は意見書をつくり上げてきたという歴史があります。しかし、3期目はそのようなことはやってきていません。

それで、私はやはり、この委員会が今まで住民、多くの皆さんに支持され、多くの傍聴者が来てくださった中には、我々自身が住民のところに出向いて行って、説明責任を果たしながら意見を聴取してつくってきたという過程があったからこそ、いろんな反対意見もあった中でも合意形成を図ってこれたのではないかと思います。やはり意見の合意形成、委員会自身の合意形成を図るためにも、住民の皆さんのところへ私たちが行って意見を聞くということがすごく大切ではないかと思うとともに、そういうことが、河川管理者と委員会とのキャッチボールもスムーズに進めるようになると思います。

はたまたいわゆる全国レベルの水準に合わせて河川管理のあり方を考えないといけないと思われる国土交通省の本省の皆さんに理解を求めていくためにも、やはりそういう取り組みをしていかなければ、壁は乗り越えていけないのではないかというふうに私は思っています。以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございます。それでは水野委員お願いします。

○水野委員

魚類の水野です。よろしくお願いします。もう各委員にいろいろおっしゃっていただいたことと同様に、私は環境の方ですけども、非常にコンパクトに今までの議論をまとめていただいたというので、この意見書についてはおおむね妥当だと思っています。

また、さらにちょっとこれを後押しするという形になるのですけれども、まずスタンスなんですけれども、ここにいるとどうしても治水と利水が世の中の意見の大半かと思ってしまうこともありますけれども、現在G8が行われて日本がテーマにしているのは生物多様性です。生態系を保全すると。ここをもうちょっと、過激な言い方だとは思いますが、場合によっては生態系保全のために今までのハードを壊すことさえあると、そんなことも世界的には実際にあることです。そういった視点からもっと生態系ということ、この指摘にあるように、非常にいい言葉が書いてあるんですから、そういった視点まで含めて検討するぐらいのことはやってほしいと。

ただ、やみくもにハードを壊せとかいう話ではなくて、例えば国交省さんが今までやっているハザードマップというのは非常に、この10年間で大変、ハザードマップを推進することによって地域で危険性があることがわかる、場所がわかりました、土地利用において。そういった場所で、先ほどから話があったように、氾濫源でハザードマップが非常に、洪水で重なるところが多いのは、皆さん防災に携わる方だったらご承知のとおりだと思います。

それで、もっともっと教科書に戻れば、防災というのは自然地形を生かすというふうな視点があるとしたら、今まで10年間以上やってきたこのハザードマップを利用して、とても危険性が高い、

それで元氾濫源のようなところは、例えば生態系と防災のために氾濫源、その危険性の一番高いところからまず復元していくと、こういったようなやり方などが、例えば河川環境を重視した防災のあり方というやり方として考えられるのではないでしようかと。

それで、今までのちゃんと蓄えはあると思いますので、それができると思います。また、あと例えば順応的管理、環境問題における順応的管理というのは非常に難しい問題ですが、実際には国交省さんは現場レベルではやられている実績があります。

例えば、琵琶湖の方の津森所長が指導している水位調整のところなんですけれども、この間新聞に載っていたんですけれども、市民団体が魚類の産卵をチェックして国交省に連絡する。それで、連絡した産卵状況に応じて、琵琶湖河川事務所の方が判断して水位を決定していくと。こういったものは非常に、現場を見て、しかも市民の協力を得て、そして環境と防災のバランスをとろうとしているというところで、順応、この岡田先生が先ほどおっしゃっていた順応的管理という、順応化、アダプティブ・マネジメントというところの実践例として、非常によい手法だと思います。

それで、こういった実際に夢物語のことを実行していつているのが国土交通省さんだと思いますので、ハードを使うところは使う、ハードではない手法も既に開発されているので、まさに順応管理の方法だとか、あと先ほど言った自然地形をいかに生かしていくか、それと、ハザードマップとか既存の資料をいかに生かすとか、そういったところで生態系と防災はバランスがとれるものだというのを、この原案で見せてほしいなというふうに思いました。以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。それでは、委員からの意見、最後になりますけれども、村上委員、お願いします。

○村上委員

村上です。意見書全般に関しましては、私もこれは基本的には賛成です。ただし、委員会の役割の議論、それから文章表現、これはこの後いろいろと議論していく必要があると思います。ただし、今までの議論を総括して何が争点であったか、これを非常に明確にしたというところで私は、この意見書の疑問の設定の仕方、これは非常に結構なことだと思います。ダムが中心になっている、ダムに偏しているというふうな意見もあるかもしれませんが、私は河川の環境問題を考える場合、やはり流れる方向の分断が一番大きな問題と考えますので、これは環境面から考えても適切な問題の設定ではないかというふうに考えます。

それで、その環境問題に関してなんですけれども、意見書でありますように「配慮する姿勢にとどまり」ということが書いてあります。私もこの意見に賛成です。ここでなぜ配慮する姿勢にとど

まっているのか、そこをやはり私たちは今後考える必要があります。意見書の2ページの上から3行目のところに、「生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し」というようなことが書いてあります。何も逆説で申すわけではありませんけれども、私はこの文章が正直言ってわかりません。今までいろんな専門家のお話を聞いて、生態系が健全であれば、なぜ人が健全に生活していけるのか、そういったところを筋道立てて話を、説明を受けて、私は全く理解できたことはありません。

しかし、これは、私たちが自然を守ること、これは私たちの生存のための功利的なものだと思っていることが、私は一番大きな問題だったと。やはり自然を守るといふこと、これは義務的な問題だと、義務的な倫理観だと考えて問題をつくるべきではないかと思えます。やはりそこが一番大きな欠けているところではないか、それでやはりどうしても配慮する姿勢にとどまったのではないかというふうに考えます。

何人かの意見から、やはり自然の利用、改変、干渉というのと、それから、自然の保全、これは対立するものではないというふうな意見が出ました。しかし、私は長期的に見ればこれは絶対対立するものであると。しかし、私たちが今後30年間河川とつき合っていくためには妥協が可能であると。ですから、私たちはこういった委員会の席に、治水の人間も、環境の問題も出てきていると思えます。結果的には、環境と治水は共存可能か不可能かということで考えましても、30年後のこと、30年間の計画を立てると同じようなところに、結論に行き着くかもしれないけれども、やはり私は根本には自然の保全というのと人間の干渉というのは相入れない、それをやはり頭の中に置いておく必要があるのではないかというふうに思えます。

それから、環境問題を議論するときに、やはり科学的なデータがきちんと出てないというふうなことがここでも指摘されております。私が考えるには科学的なデータが出てきてないから判断しない、何かをつくらないという発想は、やはりこれはまずいということは当然わかります。私たち専門家は当然科学的な将来予測が明確になるように努力はすると同時に、現段階ではやはりそれだけの努力を払ってもわからない部分がたくさんあるんだと、そういうことをやはり明確に書いていただきたいと思えます。科学的に判断ができなくても、合理的な判断ですとか市民が納得できる判断というのは、これは可能ではないかと私は考えます。

次に、利水、それから治水、これは私の専門外で情緒的な意見になるかもしれません。利水に関して、水需要の抑制、これが第1期、第2期の淀川水系流域委員会から出されました。私はこれは非常に画期的な意見だと思えます。水を市場に出回るような商品ではなくて、人間の生存に不可欠な資源として管理しようという考え方、これは相当、私は踏み込んだ意見だと思えます。それに対

して河川管理者の方々、もちろんこれについては相当真摯な議論が今後必要ではないかと思えます。

私はこの利水のところに書いてありますような、「水需要管理を積極的に実施しようとする姿勢が見られない。」というふうに書いてあるんですけれども、私はこれはマイナス評価にもプラス評価にもとれるような気がします。果たして本当にここまで河川管理者に大きな権限を与えていいんだろうかということ、私は非常に疑問に思う一面もあります。一方、そういった水需要抑制もやらなければいけないということも当然考える。このところで私は結論は出ないんですけれども、それに対してももう少し真摯な議論が、委員会でも、それから河川管理者にも欲しかったと思えます。

私は河川管理者がこの水需要の水利権の割り振りに深く関与しない、そういった選択肢もあっていいのではないかと思えます。そういうことをもし可能であれば、私はどちらが正しいとも判断はつきませんが、それも堂々と述べていただきたいというふうに考えます。

それから、治水なんですけれども、私は環境の立場から発言しました。しかし、私たち人間が生存していくためには、当然のことながら環境の配慮だけではだめであると、これはわかります。どうしてもこの環境を壊さざるを得ない、何といいますか、意思と、決意といいますか、どうしても人間の生存のために必要だという、そういった強い決意を持った説明が、私はなかったような気がします。サンショウウオもオオタカも泣いてくれ、それでもダムが必要なのかというふうなことが言われれば、私たちは初めてここでまともな議論になったかもしれません。やはりそういった明確に私たちが生きていくためにダムが必要であると、そういった理屈が治水の面からどうしても出てこなかった。それが私はまだまだ非常に残念なところだというふうに考えます。以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。きょうご出席の委員、一通りご意見をいただきました。今回この一番初めに意見提示の趣旨というのを1ページ目に書いてございますけれども、その一番下の段落に、「委員会の審議は決して十分に尽くされたとは言えないが、今後の「原案」に対する審議をできるだけ円滑に、かつ有意義に行い、より良い計画の策定に資するために、現時点における委員会の意見を提示することとした。」ということが今回の意見書案の趣旨だったんでございますけれども、若干そういうふうなことと通常の委員会の最終意見書の案に対するご意見というか、そういったものが若干まざったかなという気はいたしますけれども、私は今回こういう意見書案が出まして、きょうそれぞれ委員が一人一人意見を発表されました。それぞれの委員のお考えが少し明快になったのではないかなというふうに思います。今後計画策定に向けて議論していく上で、より具体的に議論がかみ合うきっかけになったのではないかなというふうに私自身は思っているところでご

ございます。

それで、きょう皆さん方に口頭で意見を述べていただいたんでございますけれども、まだ昨日お手元に行ったところでございますし、まだじっくりとご検討されてない点もあると思います。それで、きちっともう一度再整理していただいて、皆様、きょうの委員の方々から文書で意見を出していただきたいというふうに私自身は思っております。

それから、きょう欠席されている委員の方もおられますので、その委員の方々からも文書で意見を出していただきたいというふうに思っております。1週間ということで、皆さん方、それで同意していただけたら、3月18日までに文書でお出しいただきたいというふうに思います。できるだけ具体的に、例えば修正案あるいは削除の部分も結構です。それから、その理由を書いていただいて、庶務の方に出していただきたいというふうに思います。そして、それを踏まえまして3月26日、次回の委員会にその出された意見を整理して、そしてどのようにするかということを諮りたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、澤井委員。

○澤井委員

澤井です。18日までにまず各委員が意見を出す、これは私もそれで結構だと思います。それで、それを踏まえて、3月26日の委員会までに整理をしてどうするかを考えるとされたのですが、それはどなたが整理されるということになりますか。

○宮本委員長

これはもう整理の話になりますので、庶務と、それから委員長、副委員長でその辺の、皆さん方から出た意見の整理をしたいなというふうに思います。それで、それを含めて今後どのような進め方をするのかを、26日かな、次の委員会は、お諮りできればというふうに思ってます。もし今、きょうの時点でこういうふうにしたらどうかというふうな、もしご意見がありましたら、それはどうぞ自由に、お聞かせいただければと思います。

○寶委員

それで、ちょっと意見がありますけれども、26日を待たずに、きょうその議論をしておいた方がいいのではないかと思うんですけね。その後どういう体制で臨むかということですね。例えば作業部会を設けるとかですね。

○宮本委員長

ただし、それはまだ意見が全部出尽くしてませんので、欠席の委員の方がおられますので、きょうここで、それではこういうやり方で体制をつくりましょうというのを決めるわけには私はいかな

いと思っているんです。まだ意見が、どういう意見が出るかわかりませんので。ただし、きょうのこの議論、せっかく集まっているわけですから、例えばこういうことを考えられるのではないかということの、ここでの意見交換というのはぜひお願いしたいと思います。

ということで、まず意見を1週間後までに出していただくということについては、皆さん方よろしいでしょうか。

よろしいですね。では、それについてはご異議ないということにいたします。それで、それを踏まえて庶務と委員長、副委員長でその意見を整理して26日にこういうふうな格好で進めましょうというふうなたたき案を諮りたいと思いますけれども、それについてきょうの時点で、きょうの意見をお聞きになって、こういうふうな方向で進むべきではないかというふうなご意見がありましたら、我々十分参考にさせていただきますので、各委員から意見をお願いしたいと思います。

寶委員どうぞ。

○寶委員

寶です。例えば、先ほど申しましたけど、2ページ目から3ページ目にわたる文言のところですけど、委員長、副委員長、「現状と整備後とで堤防決壊の危険性はほとんど変わらない。」というふうに書いておられるわけですけども、これはこうではないと思うんですよね。堤防決壊の危険性と書いておられるところがまたみそかもしれませんけれども、治水安全度は中上流で格段に向上すると思うんですよね。それはそれでいいですか。だから、そういう見解がもし違うとするならば、26日以後でなくても、26日まででも、例えば河川、治水の専門家が集まって、少人数ですから集まれる可能性も見出しやすいと思うので、議論の効率化を図るためにも、一遍やってもいいのではないですか。先ほどの話だったら専門家の見解を突き合わせる必要があるということについて、やってもいいのではないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○宮本委員長

今そういうふうなご意見がありました。要するに、26日を待たずに、例えば治水の専門家だけで、これは部会というんですかワーキングというんですか、そういったものをやればどうかというご意見がございました。いかがでしょうか。私は皆さん方がそれがよければ、何とでも対応いたします。

どうぞ。

○千代延委員

千代延です。効率ということがあるかもしれませんが、治水というたら大きなジャンルですからね。26日にここでやっていただければ、非常に効率が落ちるとか、何かそういうことがあるんでしょうか。できれば希望はですね、やっぱり口を挟む余地がないかもしれませんが、こ

こでやっていただいた方がいいと私は考えているんですけど。

○澤井委員

澤井です。すべての作業をこういうふうな場でやるというのは、非常に非効率だと私は思いますね。第2次の委員会の際の経験なんかで言いますと、やはり意見書を書く直前というのは、何人かのメンバーが5時間、6時間かけて突き合わせてやっているわけですね。その作業は今回も必要じゃないかと思うんです。それで、ある程度やった上でみんなに諮るということにしないと進まないのではないかというふうに思います。

○宮本委員長

そういう意見がございます。私が理解したのは、今寶委員がおっしゃったのは、例えば前の委員会では治水部会だとかいうのがございました。私はそういうふうな部会とかワーキングとか、それを早急にやった方がいいのではないかというふうに受け取ったんですけども、そういうことでよろしいんですね。

○寶委員

寶です。形式はどうでもいいんですけど、とにかく実質ですね、ここに書いてあることについて意見の一致を見てないと思いますので、意見の一致を見てないことについて専門家が集まって見解の突き合わせをするということは、別にやっておいてもいいのではないかなと思いますが。

○宮本委員長

ただし、もしそれをするのであれば、例えば治水の専門家が集まると、それは当然オープンな場でやらないと私はいけないと思ってます。それは、要するに、住民とか傍聴者がいない、ある意味では密室での議論ではなしに、当然オープンな場でやるべきだと私は思います。その前提で、もしそういうふうな作業部会とかワーキングと、あるいは部会というようなものをやるのであれば、私はそれならそれでいいと思いますけれども、先ほど千代延委員がおっしゃったのは、そういう議論をぜひほかの、例えば、千代延さんは自分が治水じゃないと思われているから、自分たちも口を挟めないかもしれないけれども聞きたいということなんですよ。だから、その辺のこともありますけれども、ちょっと川上委員、何か。

○川上委員

第1次でも第2次でも作業部会とか作業検討会をつくって、確かにやってきましたけれども、作業検討会に関しては、これはオープンでやってきました。傍聴可能ということですね。河川管理者ももちろん来られて、わからないことは意見を聞きながら進めたという経緯があります。

そもそもこの第3次流域委員会の基本的な方針というのは、委員の数も少なくなったことだから、

全部オープンでやりましょうという原則でやってきたではないですか。それをなぜ、今さらこの期に及んで治水の専門家の方たちだけが集まって密室で意見形成をやらなくてはいけないのか私は理解できません。

まず、この委員会の場で、今まで治水専門の委員の方々から、なるほどなと思うような関心するような意見を聞いたことがありません。なぜ今までそれをやらなかったんですか。私はそのように思います。ですから、もし今後そういう作業検討会をやるとしても、傍聴可能、河川管理者も来ていただいてやると、そういう方向でやっていただきたいと。

○宮本委員長

寶委員、どうぞ。

○寶委員

寶です。密室でやるなんて一回も言ったことはないですよ。どんな場でも結構なんです。実質が上がるような場でやっていただいたら結構なので、そんな何も密室でやろうと言っているのではありません。なるべく専門的な人がより集まった方が効率的な議論ができるのではないかと、その場を聞きに来ていただいて何も差し支えないと思いますよ。

○宮本委員長

わかりました。いずれにしても、そういう格好でやるにしてもそれはもうオープンでやりましょうということだけは意思統一されたということで、理解したいと思います。

どうぞ、山下委員。

○山下委員

山下です。ちょっと話の筋が理解できていないのですが、というのは、今回のこの意見案というかたたき台というのは、できるだけコンパクトに、これまでの意見というものを、委員会の議論を集約する形にしてまとめて、そういうつもりなのですが。そうだとすれば、しかも1週間で各委員からペーパーを出していただけるというわけですから、それを受けてなおそれぞれの専門家が何か時間をかけて議論しなければいけないような話なんではないかとこのところがよくわからない。そういう内容があるのだろうかというところがわからない。

もしそういう必要があるというのであれば、それはむしろ次回に、各委員からの意見の、出てきた意見を整理した上で、これはそういう必要があるかなというところで議論をした方が、私は生産的だと思う。だから、今の段階で専門家だけの意見の、集まって意見をちょっと集約しなければいけないというような必要性がよくわからない。少なくとも、このきょう示された意見案を前提にする限りではよくわからない。

○宮本委員長

はい。深町委員、どうぞ。

○深町委員

私も、話し合った結果を聞くよりは、多分治水の専門家の方でもいろいろなご意見があると思いますし、それを文章というまとまった形でまず読ませていただいて、その次のステップとして、それをうまく1つの方向にというのはいいと思うんですが、まずはそれぞれの方のいろんな意見を、その生の見せ方で見たいと思います。

○宮本委員長

田中委員。

○田中委員

これは河川法による、いわゆる原案に対する我々の意見の聴取なので、先ほどからも出てますけれども、もしそういうワーキングのようなのを設定するとなれば、やはり治水も環境も全部しないとだめだということで、まずそんな時間的な余裕はないと思います。今おっしゃったように治水の専門家の先生はちゃんとした意見を持っておられるわけですから、これはきちっと意見書で十分反映されると思いますので、意見書で十分だと思います。

それから、これからの日程のことについてちょっとお聞きしたいんですが、こういう議論は、原案に対する意見書の議論に対しては次の3月26日が最後になるわけですか。それとも、まだ議論の、委員会としてはまだ存在するわけなんですか。ここの日程にいきますと、図表によりますと次は意見書と、この間の運営委員会で決められた図表が出ているんですが、これはどのように。

○宮本委員長

それは最短ですね。

○田中委員

最短ですか。

○宮本委員長

最短の話ですから、きょうは先ほど言いましたけれども、この意見書は最終意見書だというイメージは全く持ってないわけです。今後の審議を円滑に、そしてよりよい計画をつくるために出す意見だということで我々は考えたわけありますから、いずれにしても最終意見書が3月26日に出るということはありません。

その話はちょっと置いておきまして、先ほどの寶委員の話ですけれども、今の意見では要するに18日までに意見が出てくると、各人からですね。その意見を整理した上で、そして、ここについて

は確かに審議というか委員の間での認識もずれているということだから、これは例えば、この部分だけ集中審議しましょうというふうなことは決めればよいと思うんですけども、それを今の話では、どっちみち18日に意見が出てくるわけですから、26の間というたら1週間しかないわけですね。その間に何かオープンでやる場をつくるというのも、ちょっと物理的にも厳しいかなと思うんで、私の案とすると、18日に出た意見を踏まえて、その辺を整理した上で、例えばこういうポイントについては集中審議しようというようなことを26日の委員会で決めさせていただくということにすれば、今後の、例えばそれもそんなにたくさん論点があるわけじゃないと思いますので、先の見通しも何となく立つような気もするんですけども、そういうことではいかがでしょうか。

○寶委員

寶ですが。誤解のないように言っておきたいんですけども、別に治水の部会なり作業委員会みたいなもので意見を集約しようと、そういうつもりは全然ないんです。だから、例えば宮本さんの見解と私の見解がどこがどう違うかということ、忌憚のない話をしましょうと、それを皆さん環視の中で、衆目環視の中でやってもいいですよと、そういう場を18日より後でもいいじゃないですか、26日までの間でやってもいいのではないかなと、そういう専門家のね。それだけの話でありましてね。

だけれども、それがそういう場の設定が難しいと、26日以後でないといけないというお話だったらそれは仕方がないです。難しいと皆さんがおっしゃるのであれば。

○宮本委員長

山下委員、どうぞ。

○山下委員

そうであれば、それこそこれだけの人数なんですから委員会の中でやっていただければいいし、委員会のそれこそ次回だけで、これは結論を出す必要もないわけですから、委員会で時間をかけてやっていただければ、我々としてもそれをやっぱり聞くというのは非常に意義があると思うんですけどね。

○宮本委員長

そうすると、26日には意見を整理して出します。こういうところが論点です、この辺については委員同士でももう少し議論をしないといけないと思いますと、あるいは突き合わせをせないけませんということを出します。それで、もし時間的に許すのであれば26日の委員会においても一部それに入っていくと、そういう集中審議に、ということよろしいですか。

○寶委員

もし時間が許すのであればではなくて、時間をとってください、ちゃんと。

○宮本委員長

それは26日ですか。

○寶委員

26日に。

○宮本委員長

それは皆さんどうでしょうか。ただ、まだどんな意見が出るかわかりませんので、どれを最優先でやるかというところもあるのですけれども、今の寶委員は、できるだけというか、ぜひ治水の論点については26日にもう既に一部でもいいから集中審議してくれということですよ。ほかの委員、どうでしょうか。

千代延委員。

○千代延委員

治水に対しての意見の違いもあるでしょうし、利水なんかないんですかね。いやいや、そんな形式ではなくてね。やっぱり治水で特別に何かあるんだからすぐ26日にやりたいと言われるなら、私も利水は何も専門家ではありませんけど、利水についてもやっぱり見解の違いはあります。寶委員なんか、この間、水は水の文化でしっかり使うたらええというようなご見解もお持ちなんでね。やっぱり違いはあると思うんです。ですから、治水だけ何か先行してやるというのは、ちょっと私はわかりかねますね。

○宮本委員長

はい、どうぞ。

○河田委員

そもそもファイナルゴールに合意形成をやる必要があるんですか。それは、この専門家が集まっ
ていて、治水のあり方、利水のあり方、あるいは環境のあり方というものにそれぞれが自分の学問
的ベースでもって言っているわけで、それが反映されるような答申ならいざ知らず、反映されない
のに賛成するわけにいかんのですよね。

ですから、最終提言のところにきちっとその意見が載るというのであれば合意形成をそれほどや
らなくてもいい、ただ一本化するということであれば、これは徹底的にやらなければいけない。

ですから、この委員会として、そういう例えば治水のあり方について一本化するということであ
れば、これはもっと時間をかけなければいけない。ですから、それは本当に岡田委員の言われたよう

に、この委員会に一体何が望まれているかというのをもうちょっと議論した方がいいのではないですか。だって、ダムは賛成・ダム反対というのもどう決着するんですか、これ。

ですから、例えば僕は、こういう状況ならこうだ、こういう状況ならこうだというふうなものにやるのなら合意は形成できるけれども、それなしに一本化するなんていうようなことは、別に治水だけではなくて環境も利水も同じ問題を抱えていると思うんですよね。ですから、この委員会の意見が十分反映されたような提言を目指すというのであれば、これは寶委員がおっしゃるように、やっぱり委員同士の中で誤解があっては困るので、それはきっちりやらなければいけないと思います。だけど、ファイナルのところで、やっぱり妥協できないところはあるではないですか。そんなものは多数決で決める問題ではないのだから、そこをやっぱりきっちりとその提言の中に盛り込めるといふ保証をぜひお願いしたい。

○宮本委員長

はい、わかりました。おっしゃるとおりだと思います。

そういうことからすると、やはりどういうところがまさに食い違いがあるのか、あるいは、これについてはある程度それぞれの考え方だから仕方ないというものもあれば、これはまさに何か、まだお互いにはっきり言うて客観的なところでずれ違いがあるということもあると思うんですよね。だから、そこはやっぱり出てきた皆さん方の意見を整理して、こういう食い違いがありますと、この食い違いはやっぱり議論せないかんじゃないですかというようなことを26日にやらせてもらうというしか私はないように思います。それを踏まえて、寶委員がおっしゃるように、例えばどうしても治水についてのここについてはもうちょっと時間をとって集中的にやろうということも含めて、ほかに利水もあるかもしれません、ということも26日にやらせてもらうということではいかがですか、寶委員。

ちょっと、どうぞ。

○河田委員

それで、意見の分量なのですけれども、あんまり凹凸があると、例えば1人が10枚書いてきて、1人が1枚で、それはどうするのだということが問題になるので、できたらどの程度の分量というか、その辺はやっぱり統一しておかないと、メモ程度にちょろっと出すのと、連綿と書いたやつが出てきてまざりますと、取り扱いが随分困ると思うんですよね。ですから、考えている時間は同じだけれども、その出し方をちょっと何かガイドいただいたらと思いますが。

○宮本委員長

それについては今一応庶務の方でフォーマットをつくっています。それは、何ページの何行目の

どの項目について、例えば修正案だとか、あるいは修正案を書いていただいて、その理由を簡潔に書いていただくということをお願いしたいと思います。これは、後でまた庶務の方から説明があると思います。そこは整理して、何かばつと何十ページも出されると、これはやっぱり困りますので、それはまた口頭で補足してもらったらいと思います。

ということで、寶委員のおっしゃることはよくわかるので、私たちがぜひそういうふうなことは、何というかな、最終的な見解の相違ではなしに事実関係のところはやっぱりきちっと整理しておきたいと思ってますので、それはぜひやりたいと思います。ということで、26日の進め方というのはそういうことでよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○川上委員

その18日に意見の締め切りが決まったわけですけれども、それを庶務なり、あるいは委員長、副委員長なりで集まったものを集約して、そしてできるだけ早く委員の皆さんに配信するようにしてはどうでしょうか。そうしないと、いきなり26日にポンと出されて意見を言えと言われても、これは無理な話ですよ。

○宮本委員長

わかりました。まず、だから整理が若干時間がかかると思うのですけれども、少なくとも委員から出された意見は速やかに委員には渡るようにいたしますし、それから委員から出された意見は全部流域委員会のホームページに届いたらできるだけ早くアップさせていただいて、一般の住民の方にも見ていただきたいというふうに思います。そこは、ぜひそうさせてもらいたいと思います。

どうぞ、山下委員。

○山下委員

一体どれぐらいの分量の、どう整理ができるかちょっと不安なんですけど、もう中身をどうこうというよりは、できればもう形式的に整理できる形で整理をしたいということでどうかと思うんですね。内容をどうこうするというのは、むしろ次回の委員会のご意見をいただいたり、ご検討いただくということにしたいと。

というのは、恐らく文言等の訂正みたいなご意見もあるかもしれない、あるいは内容にかかわるご意見もあるかもしれない、あるいは書かれていないことを追加等のご意見もあるかもしれない、さらにはこういう内容の意見ではない意見書をつくるべきだという意見も恐らくあるかもしれない。だから、そのあたりも全部ひっくるめて、次回までに形式的に整理をして、できるだけ早く各委員の皆さんのところへ届くようにして、目を通していただくと。それを受けて、次回のときに、では

これからどういうふうにそれをたたいていきましょうか、検討していきましょうかということの議論をするということしか今の段階ではできないと思うんですよ。それで、ご了解をいただければと私は思うんですけどね。

○宮本委員長

それはもう最低限ですね。最低限、それはすると。

○山下委員

それ以上をしない方がいいと思う。

○宮本委員長

そうですか、なるほど。

○山下委員

というのは、まさに変にどうこうするよりは委員会でやりたい。

○宮本委員長

委員長、副委員長だけでそこを整理して論点を出すよりも、まず事務的に整理した段階で、委員会で、ここは論点だなとやると、そういうことですね。

○山下委員

そうです。

○宮本委員長

おっしゃるとおりかもしれませんね。わかりました。わかりましたというか、私はわかったんですけどね、皆さん方はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

では、今のそういうふうな整理の方針で、26日までにできるだけ早く委員の方々、あるいはホームページにアップさせていただいて、26日にその辺の整理の議論をさせていただくということにさせていただくということで、きょうはそういうことで決めたいというふうに思います。

○池野委員

ちょっと済みません。

○宮本委員長

はい、どうぞ。

○池野委員

全体はいいのですけれども、その様式というのがイメージ的にわからないものですから。18日に出せというのは、このいわゆる原案に対して、ここの何ページという議論なのか。

○宮本委員長

原案ではなしに、今回はこのたたき台の意見に対する意見ですから。

○池野委員

ああ、たたき台に対する。

○宮本委員長

そうですね。この意見のたたき台に対する意見ですから。そんな今更、原案に対する意見をだせとかそんなことはあれですから。そういう意味です。

今、そしたらフォーマットの説明はいいですか。ちょっとお願いします。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

説明というか、委員の方々には本日中にメールでフォーマットを送らせていただきます。それから、一般の方には明日の朝、できればきょうの12時ぐらいまでにホームページにフォーマットを上げたいと思いますので、それを利用して庶務までお送りいただければと思います。以上です。

○宮本委員長

今、一般傍聴の方に対する話も出ましたけれども、きょうのこの意見書の案、たたき台についてはホームページにもう出ているんですかね、今。もう、きょう出ますか。きょうアップされますので、きょうお越しになっている一般傍聴の方も含めて、一般住民の方々からも意見を同じように18日までにいただくということできさせていたきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

どうぞ。

○綾委員

綾です。ちょっと1つ、先ほど言い忘れたといひますか、ちょっと聞き忘れたことがあったので。ちょっと私は遅れてきたので、もう議論になっていたかもわかりませんが、4の個々のダム計画のところ、大戸川ダムと天ヶ瀬ダム再開発というのが、これはセットになって出てきておりますね。天ヶ瀬ダムの再開発の問題は、もちろん大戸川ダムとも関係している部分もありますし、それとは関係ないような部分もあります。ここでは、セットにしているように前半のところ書かれて、後半ではばらばらという形で書かれているのですけれども、まあ私はこれは意見書は意見書で書こうとは思ってますけれども。それで、例えば琵琶湖の後期放流のお話もあるわけですね。そういう観点からの天ヶ瀬ダムの再開発ということが、この意見書の中の議論の中であったのかどうかということをお聞きしたいのですが。

○宮本委員長

ございません、それは。きょうの中ではありません。ただし、ここでちょっと趣旨だけ言いますと、大戸川ダムと天ヶ瀬ダム再開発がワンセットで淀川に対する水位低下といいますか、その説明がありましたので、原案のでは。これは、それに対するコメントということで書いてます。当然、天ヶ瀬ダムだけのことについてはここでは触れていません。

ということで、よろしいですか。ほか、ございますか。どうぞ。

○佐野委員

佐野です。ちょっと確認で、先ほどのフォーマットについて確認なんですが。整理されるのがとにかく大変な作業だと思うんですが、それを省力化するためにも、フォーマット自身に先ほど委員長がおっしゃった語句の訂正程度のもとの、山下委員がおっしゃった根本的な問題、このたたき台じゃだめだというご意見の方とか、そういう次元分けをするようなフォーマットになっているんでしょうか。

○宮本委員長

それはなっていないですね。ただ、だけど、それはなかなか難しいんじゃないですか。自分は字句の修正だと思っても、えらいとんでもない話かもしれないし。

○佐野委員

そのあたりは、もう、では、やっぱり読んでいただいて判断をお任せするというところでよろしいでしょうか。

○宮本委員長

それは、もう庶務と両副委員長がしっかり読んでいただけたと思います。

よろしいでしょうか。それでは、これで審議の方は終わりたいと思います。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

○宮本委員長

あと、一般傍聴の方々からご意見を伺いたいと思います。挙手でお願いいたします。結構またたくさんの方、ありがとうございます。ということで、きょうは、この前は2分ということにしましたけれども、きょうはまだちょっと明るいので3分ということで、ぜひ3分以内で皆さん方、ご意見をお願いしたいと思います。

それでは、こちらお一人ですかね。では、こちらからどうぞ。

○傍聴者（酒井）

桂川流域住民の酒井です。きょう意見を提出することで、委員の方はメールで送られているいろいろな意見交換というのか自分の考え方を述べられているのですが、一般の住民は内容について全くわかりません。あす出るということなのでしょうけれど、本多委員がおっしゃられたように、こういう意見について現地で、現場で、1次の委員会とか第2次の委員会で現場へ行って現地住民と合意形成というのか意見交換をやってきた、これからもやっていくことは当然のことです。少し委員の方が考えていただきたいと思います。治水の専門家だ、あるいは私は、これこれの専門家だということだけで、ちょっとおごりがあるのじゃないかと、議論を聞いていて思います。

住民は、きょうも傍聴にいられています、ダム賛成・反対の方も見えておりますけれども、どうして現場の住民を置き去りにして議論するのですか、委員長。実際にこの意見を出して、あと運営委員会が間にあります、この意見を住民の方がこの場でこの意見書について対応できるわけがないでしょう。

それから、もう1点。きょうも意見を出しています。これは国交省の職員の不正事案のことですが、文書を読んでいただいたらわかると思います。道路行政について国会で審議になっています。いろんな問題が出ています。内容、議論を聞いておきますと、河川の行政も全く似たようなことが行われているのでわないか。そのことについて、住民は道路行政について怒っておるわけですよ。河川行政についても、本当のことを情報公開してください。あと30秒ですね。情報公開。河川管理者、国交省の説明責任というのがまだまだ不足しているから議論が混乱する、住民が混乱するわけですよ。一方的に原案を提出して、何が何でも押さえつけて、世論を押さえつけて河川行政をやっていく、国の行政をやっていく、こういうことがまかり通るからこういう不正事案が起こるわけでしょう。国交省の不作為です。以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、こちらサイドお願いします。こちらの方、どうぞ。

○傍聴者（渡邊）

箕面市の増田京子議員の代理で兵庫県の川西市から参りました渡邊と申します。本日が2回目の傍聴で、これまでの議論というのは正直なところ完璧には把握していませんので、ここで意見するというのは僭越かもしれませんが、申し上げておきたいと思います。

生物の多様性だとか景観だとか防災だとかいう自然のもたらす恵みを受取る権利というのは、現在とか将来を問わず、すべての人に平等にあるものだと思います。ダム建設というのは、その自

然を大規模に破壊するもので、一度破壊された自然はもうどこかに移しかえたりもとに戻したりというのは人間の手ではできません。だから、ダム建設というのは将来の世代の自然を享受する権利を制約するもので、それにはそれだけの十分な根拠が必要だと思います。

ですが、今回のダムというのは、そんな将来の世代が納得できるような根拠があるとは、素人ながらもそういうふうには思えないというのが私の印象でございます。現実の公共事業において将来の世代の声を聞くというのはできないわけですから、将来世代の権利を確保するというのは現在世代の責務だと思います。それでも、不十分な根拠のままで不可逆的な自然破壊を続けるというのであるなら、将来世代の自然を享受するという権利を不当に侵害するもので、現在世代のエゴと言わざるを得ないと思います。

皆さん、環境配慮という言葉をおっしゃいますが、このきょうの資料にもありますが、「環境面は『配慮する』姿勢にとどまり」というふうにあります。環境配慮という言葉をおっしゃるときに、その配慮が自然だけでなく、それを享受する将来の世代にまで行き届いたものであるかというのは、河川管理者の方だけでなく委員の方々にも常に意識して議論をしていただきたいと思います。

以上、私からお願い申し上げます。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、こちらの方、ベストの方。

○傍聴者（畑中）

伊賀市の畑中といいます。合意形成を図るということで、大変労力をかけて淀川水系流域委員会の皆さん、委員の皆さん、さらに専門家の皆さんも含めて、1年余に及ぶ議論が続けられてきました。少しきょうの感想を述べますと、合意形成は大変難しいなという感じも受けました。

1つは、この要因があります。2005年7月1日に5ダムの方針というのが流域委員会の知らないところでいきなり近畿地方整備局が出された。さすがに、このときは淀川水系流域委員会の委員長さんも委員長声明というのを出して、もう少しお互いに合意形成の努力をしようではないかと、いきなり5ダムの方針を出すとはちょっとこれはどうなんだと、今までの信頼関係をなくすのではないかと、こういう声明が出されたと思います。

あわせて、これは昨年8月28日に原案が出されました。この原案のもとになっているのが、きょうの議論にもなりましたが、中央の基本方針に基づいて原案を出したと、整備計画原案をですね。これについても十分な審議をしないで、近畿地方整備局がこのような考えるというものを出したんです。さあ、そこで議論がありました。本日の流域委員会は近畿地整に対して、裁判で言うたら

主文ですね、これが出されました。原案を見直し再提示されるようというふうに要請されました。これはまさに正しい判断だと思います。

そこで、言葉の問題ですが、認められない、欠如している、いろいろなことが出ています。この言葉について少し異論が出されておりますが、私はそんなことないと。認められないということを書かざるを得なかったのは、ここに問題点があるよということを流域委員会の委員長さん、あるいは副委員長さんでまとめられたと、これについて議論をしていただきたい、このように思うわけです。

ですから、けんかするために言葉を出しているのではなくて、ここに書かれているのは問題点を指摘した、これをやはり近畿地方整備局も一生懸命資料も出して、お互いに合意形成を図るために努力しようじゃないかという意見原案ですね、私は大いに賛成をしたいと思います。ぜひその点についても議論を深めていただきたいと思います。ありがとうございました。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、その辺の列から。

○傍聴者（浅野）

「伊賀利水研究会」の浅野です。今日の意見（案）の中で、4ページの川上ダムのところの2節目、「三重県伊賀水道事業の新規水需要について」云々の後に、『また木津川自流水からの0.358 m³/s 全量あるいは大部分取水の可能性は大きい』というふうに書いていただきたいと思います。既に意見論文《伊賀用水問題を考える》の中で明らかにしていましたが、最近の私の調査で、また新たな水余りがわかってきました。

伊賀市水道「守田水源」横の「守田機械揚水」は、平成7年以降使用されていず幽霊水利権となっております。これは慣行水利権として0.16m³/sの届けが昭和47年にされていましたが、「久米井堰」と灌漑用水の受益地が同じであり、久米川の大渴水時の予備的役割として使われていたというふうに関係者が話しました。そして、現在は立派な頭首工を久米川に建設してもらって、そこからの水が行くようになりました平成7年以降、運転された形跡がなくて、ポンプも錆びつき、電力線もすべて撤去されています。渴水時緊急運転は当然不可能でありますし、三重県は速やかに指導をして水利権の廃止を行い、伊賀市水道部または三重県企業庁の新規許可水利権を認めるべきであります。

このように、河川行政のずさんさで流水占用事務の不備が多いため、重要な事実が認識されずに来ています。私は一昨年、県に慣行水利権が非常に重複しているということを指摘しまして、伊

賀市内に許可水利権台帳と慣行水利権台帳を整理させ、もう全く新しく台帳を作らせましたが、まだこういう「抜け」がたくさんあるということです。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。では、お隣の方。

○傍聴者（藪田）

「宇治・世界遺産を守る会」の藪田です。私はきょうのたたき台に大いに賛成です。これぐらいすっきり、くっきり書いてもらった方がいいと。これぐらいはっきりと書かないと河川管理者はなかなか再提出をしにくいというぐあいに思うので、よろしくお願ひしたい。

あと1点、2月7日と17日、意見を出していたんですけど、30年間の河川整備計画の中で河川管理施設、堤防など、これの耐震対策について全く欠如しているということを意見を出させてもらっているんで、ぜひ意見につけ加えていただければと。意見書はまた出します。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

では、その後ろの方。

○傍聴者（田村）

大津市の田村です。「大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発」のところで、最後にいろいろと言われておりました「必要性・緊急性は認められない」ということでございますが、この点につきまして、我々、先ほど来、淀川水系では確かに淀川は17cmほどの水位が上がるということでございますけれども、我々の方にしてみれば、堤防の危険水位を超えてあふれるというような何mというふうに上流の川ではなるわけなんです。

そういう中で、いろいろとダムをつくっていただくということで来たわけなんですけど、途中で、いわゆる移転も済んでおりながらにして、しかもある程度の投資もされ、コストの面が最終的には高くなるとか、先ほど先日来の新聞紙上に掲載されています。また大阪、京都の知事がおかわりになりましたので、いろいろと言われておりますけれども。確かに、大阪の方はそれでいいかもわかりません。しかし、上流ではそういう形で常に洪水があれば危機にさらされているというのが現状でございます。

それと、もう1つ。遊水地の話がありましたけれども、その辺につきましても、確かに川から言えば田畑は下になります。そうしますと、常にあふれた場合には遊水地でそれで済むのではないかという話もあろうかと思いますが、それでは我々農業を営んでいる者にすれば、とてもではないが、それで生活しているわけですから、そういう面についても十分にお考え願ひたいというふうに思い

ますし。そして現在地球温暖化でいろいろと豪雨が各国で発生しておりますけれども、そういうこともいつ何処で発生するかわかりません、日本の国においても。そういうことも配慮願いたい。

それから、先日益田川の穴あきダムを見学してきましたが、あれですと水も生きておりますし、1週間ほどで洪水でたまった水が流れていくということで、自然環境にも適しているのではなからうかと思えます。そういうことで、この辺についてもう一回委員会としてお考え願いたい。以上です。

○宮本委員長

ありがとうございました。

そしたら、そちらの後ろの方。

○傍聴者（丹生）

丹生ダム直下の余呉町から来ました丹生といいます。この意見書を見せていただきまして、少し意見を申し上げたいなと思えます。

特に5ページのところで、最後の結論は、ダムの建設は認められないというような形での結論がここは書かれていますけども、その少し上に、及び丹生ダム計画についての建設の説明はダムをつくらんがための数字のつじつま合わせでありというふうな書き方がしてあります。

ダムをつくらんがためのということなんですけれども、実は、もう何回も言っているんですけども、丹生ダムは40年前に予備調査があって、既に20年前から建設に着手をしているダムです。つくらんがためのダムではなくて、建設中のダムであるということを、まず理解をしていただかなければ、これからつくるダムではないんだよということを、私たちはその辺を不満に思うところであります。これを読ませてもらった中で、この文章そのものが実は、ダムはだめだよ、ダム建設を中止するための、そういう結論ありきでつくった意見書というような感じを、私自身は受けさせていただいております。

特に地元に住んでいる者にとっては、ダムが今建設中だということで、道路も途中で途切れている部分があります。1億5000万 m^3 の用地の確保はすべて買収されています。今、荒れ放題でございいます。こういうあたりが一体どうなるんかということが、地元におる者にとっては一番心配の種でございいます。

このあたりをこの流域委員会の皆さんに、ここの文章に出してくれというようなことを言うのは酷かもわかりませんが、先ほどの道義的な部分もやはり考えなければならないというふうな形での意見を言っていたら委員さんもおられました。中止にしたらどうするんだというようなものところも踏まえて、こういう意見書は考えていただきたいなど。建設中のダムを中止する

ためには、中止をしたらどう責任をとるんだと、そのあたりの道義的な温かい心を持った委員さんの今後の意見を、議論を、期待したいと思います。以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、そちらのずっと後ろの方、いきましようか。

○傍聴者（藤永）

失礼いたします。伊賀市青山の方から参りました藤永でございます。本日は流域委員会の皆さん、大変ご苦労さんでございます。私は未来の川上ダムの直下流に住まいする者を代表いたしまして、意見を述べさせていただきたいと思います。

私たちは最初、ダム建設に対しては絶対反対でした。しかし、下流の治水・利水のため、どうしてもダムを建設したいと国からの強い要望があり、先祖代々から受け継いできた田や畑、山林を手放しました。それが平成9年12月のことです。それから10年以上たちましたが、いまだ本工事が始まりません。

私たちは昨年12月までに、地域長、また住民、流域委員会からの諮問を集約して、この1月から3月ぐらいにダムがどうなるんかということが決定するんじゃないかと、思っておりました。4月からダムが本工事に入るだろうと希望を持っておりました。今ごろ、ダムをするかしないかという原点に立った論議がなされているきょうでございますけれども、どうも理解に苦しみます。現時点では、ダム関連事業が6割から7割も進められている中で後戻りをされるのは、地元住民が10年前にどのような気持ちで国に土地を提供したのか、また協力したか、それをないがしろにするものではなかろうかと思っております。10年前に、ダム建設のことで住民と行政のはざまに立って大変な苦勞をされた地元ダム対策委員長も亡くなられ、草葉の陰で「私の苦勞は何だったんだろう」と悔し涙を流されているような気がしてなりません。

流域委員会の先生の皆さん、地元住民の大多数はダムをつくってもらうことに賛成をしております。どうぞ、子供のため、また下流住民のためにと、先祖伝来からの山地、農地を手放した、この決断をむだにしないで、流域委員の皆さんに頑張ってくださいと思います。

よろしく願いいたします。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。では、その前の方。

○傍聴者（古川）

私も皆さんと一緒に伊賀市の、私は川上の住民でございます。

きょうは流域委員会に出席をさせていただきまして、いろいろとご議論されておる中で、いつも私は発言をさせていただいているんですけども、住民に関する意見というか、交換会の中で一言も論議されてきておりません。私らが反対を続けている途中で何で今のような論議がされてきてくれなかったんだろうかと、今本当に苦しんでいる状況でございます。

私らが反対をしている最中には何の応援もなしに歯止めもされてこんど、私らが涙を流しながら移転をしました。もう10年たったんです。平成16年に完成するというので、私らが協力をしてきたんです。国交省の言いなりになって、私らが今ごろこんな話を聞くと夢にも思っておりませんでした。何でもっと早くこの論議をされてくれなかったんだろうかと思えます。

先ほど、藤永さんもおっしゃっておられましたけれども、今、現地ではどうでしょうか。見ていただいた方もあろうと思えますけども、現地ではイノシシのすみかです。尊いかけがえのない農地や山林が荒れ果てている状況も見ていただいたと思えます。私ら、こんなところでこんな苦情を申し上げなければならん、こんな悲惨な状況を、皆さん、立場になっていただきたい。

何でこんなことを我々が皆さんに申し上げなければならんのか。当事者でなければわかっていただけませんが、もっと早く結論をつけていただきたい、我々の先輩がもうたくさん亡くなりました。私らも国交省の言いなりになってだまされて今現在苦しんでいる状況で、先祖の方に私らは申しわけない。こんな生活が毎日です。どうぞひとつ、私らの意のところをお察しいただきたい。一日も早く完成をしていただきたい。私の願いです。以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

ちょっと1人、まだ当てていなかったの、こちらをどうぞ。

○傍聴者（酒井）

委員の先生方に大変ご苦労いただいて、整備局とともどもに意見書案がきょうは提示されましたが、今、川上ダムの皆さん、そして丹生ダムの地元の丹生さんも発言をいたしまして、丹生ダムは40年前から進み、そして私は下流の理事長でありまして、全水利権の権者であって、国交省から、当時は建設省であります、さんざん半年かけて昼夜説得されました。これは協力したわけでありまして。今、川上ダムもそうでありまして、丹生ダムも48軒の皆さんが離村して、先祖の土地、墓、すべてを投げて、実は離村して、そして工事はもうほとんど進んでおる。もう中止するのせんのない、これこそもったいない話であります。

どうかそうしたことで、私はいろいろと、1次、2次、3次の委員の先生にいろいろご苦労いただいておりますが、先ほど河地先生がおっしゃったように、やはり整備局の玉を受け、お互いがキ

マッチボールで委員会とやっておられました。最後はやはり地元の住民、そして自治体を受けるわけでありまして。全く、この地元の住民や地域住民の意見や、そして自治体の意見というものが反映をほとんどされていない。

7年に及ぶこの委員会の結果が、まあこれで決定だろうとは思いませんけれども、ぜひとも今回のこの整備計画案については、丹生ダムは二、三年まだ調査検討すると、こういうことになって議題変えになっておりますけれども、この意見書には必ず出てきますし、72回的时候も「丹生ダムは必要ない」というさんざんな議論をされております。全部、議事録見ておりますけれども。どうかそうしたことで地域の住民は必死になってお願いしているわけでありまして、ぜひともよろしくお願いいたしたいと思っております。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、そちらの女性の方の後ろの方。

○傍聴者（平田）

川上ダム直流の住民です。古川さん、藤永さんも同じですが、あっ、藤永さんは下流ですが。

私も本当にこの流域委員会には、過去何回か出席をさせていただきました。きょうも皆さん方、きょうの委員の皆さん方のお話を聞いておりますと、いや、今までと全然、ちょっときょうは雰囲気が変わったなど。ダム建設に同意というか、それなりにいい方に解釈をさせていただいている方がおるのではないかと。特に、だれやったか、寶委員さんは本当に、僕涙が出ました。

それで、丹生ダムの方もおっしゃってございましたですが、私どもの川上ダムが建設されるということになったのは1967年です。このときに建設予備調査というのが行われまして、このときには、古川さんもおっしゃってましたように、猛反対でございました。しかし、いろいろと当時建設省の方から「下流のことを考えてください」と、「お願いします」ということで、連日連夜の説得に仕方なく涙をのんだわけでございます。そして、延々とダム建設にかかって、付替道路も大分とできました。が、まだ半分はできておりません。

こういう中で、私が本当に疑問に思ったのは、この委員会というのが今から7年ぐらい前ですか、できたように聞いております。その中で、川上ダム、丹生の方もおっしゃってございましたが、既にダム建設が40年前に予定されておって、それから着々と今まで進んできました。それで、川上地区の方は40戸ぐらいの方が墓を掘り起こして移転をされました。それで、ダム本体寸前になってからこの委員会の意見を延々と聞いておるわけですが、前にも全然進まない。なぜこういうふうなことになるんだろうかと、本当に情けなく思います。時間がたてばたつほど、ダムにかかる経費が

かさみます。委員会の皆さん方もただではございません。それぞれお金をいただいていると思うんですが。

そして、長い時間かけて経費をかけて、あげくの果てにはああいう現場を残してダムはしないということになったときに、我々、住んでおるところは本当にどんなにしたらいいんですか。本当に委員の皆さん、よく考えてください。もしそういうことになれば委員会は責任を取るのですか。ダム早期完成をよろしくお願いいたします。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

その前の女性の方。

○傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。

きょうの意見書案について、行き過ぎだというふうにお考えの委員も何人かおられように思いましたけれども、1次、2次の委員会の活動から7年間議論にかかわってきた人間として言わせてもらえば、原案には大変失望しましたし、この意見書でもまだ生ぬるいぐらいに思っています。

きょうは、流域委員会の1次の委員長をなさっていた芦田先生も、まだ2次の委員長をなさっていた今本先生も傍聴にいらしていますが、1次の委員会ของときには、月に5回も10回もというような委員会活動の中で、中間とりまとめ、提言、意見書、ダムについての意見書、それを委員たちは懸命にまとめてきました。また、河川管理者も、第1稿、第2稿、基礎原案、基礎案を相次いで意欲的に発表してくれました。これが流域委員会の姿です。河川管理者も流域委員も住民も一緒になって、改正河川法にのっとった新たな川づくりを目指すために懸命に議論をしてきたのです。

今、流域委員会が3次の活動に入りましたけれども、3次の委員は河川管理者が選んだんです。1次や2次の委員が3次の委員を後継の委員として信頼していると思ったら大間違いだと思っただきたい。せめて6年間の議論がどのようなものだったのか、もっと理解して、その上でこの原案が6年間の議論の上にふさわしいものなのか、よく考えてほしいです。流域委員会は3次になってどんな議論をしてくれるのか、多くの人が見守っています。

最後に言わせてもらえば、きょうは発言の長い方がたくさんいらっしゃいましたが、1次、2次の委員会的时候には、そういう発言の長い方に対しては「文章で書いてきてください」と一喝されていました。これからぜひ文章で議論を深めていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、そちらどうぞ。

○傍聴者（志岐）

「宇治・防災を考える市民の会」の志岐です。

今回の意見書案ですが、結論的には大賛成であります。細かいことは申しませんが。ただ、いろいろ指摘もされておりますように、全く書いてないことがある、あるいは議論がされていないから書いてないということもある。その点は、今後ぜひやったださるものと思っております。大きく、例えば計画マネジメントとか、そういうたぐいの話は出ましたが、これこそご専門の方が委員会で今後検討していただくべきことであると思っております。意見書に書いてないのは当然だと思っております。

それで、「宇治・防災を考える市民の会」の立場から申しますと、何遍も申すことですが、宇治のことは今回の委員会では非常に少なくしか扱っていただいております。委員長もそうおっしゃっています。2つのダムが一緒にして扱われたりしているぐあいですが。塔の島地区付近の環境とか景観とか、あるいはその生物の環境、生態系みたいなところはほとんど議論にもなっていないし、資料としても管理者からも出ていない。私が知っていることさえも出てきていない。あるいは私が既に見せていただいたことさえも出ていない。槇島堤防のこともほとんど議論になっていない。宇治川断層とか天ヶ瀬ダムの停滞、あるいはその地盤の問題などは傍聴者から指摘がありましたが、それきりになっております。こういうことをすべて今後お願いしたいと思います。

住民参加に関してちょっと一言だけ、これはむしろ先生方でなく、国交省の方に申し上げますけれども、住民がここでは本当の本音を言っていると思います。しかし、地域有力者とかの意見をお聞きになる、あるいは行政の首長の意見をお聞きになる場合には、決して本音は聞いておられないということを理解しておいていただきたいと思っております。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

では、お願いいたします。

○傍聴者（今本）

今本です。きょうの議論を聞いてまして、私は委員会のあり方というものを考えさせられました。つまり、委員会というのは、河川管理者、委員会、あるいは傍聴者、それぞれの間に適度な緊張感がなくてはなりません。きょうの委員長、あるいは副委員長がたたき台をつくられましたが、あれは言ってみれば委員のダム推進派への、私は挑戦状だと思います。そういう意味で、単に自分の考

え方を述べるだけではなく、次回は委員同士が大いに議論していただきたいと思います。

また、治水の専門家ではない委員の方に申し上げたいことがあります。治水の専門家を信じないでください。ダムは河口まで効くと言いました。効きません。直下流では効きますが、その影響はどんどん小さくなっていきます。ですから、例えば大戸川ダムの場合でも、効くのは33ケースのうちの2ケースです。ですから、ダムは万能ではありません。

第1次委員会にしてもこの委員会にしても、言っていることは実は河川管理者はよく御存じなんです。これまでの河川審議会、あるいは河川分科会の答申あるいは提言を見ましても、随分そういうことがいろいろと書いてあります。

ところが、ダムの問題がすべてをだめにしています。先ほどからありましたように、随分昔からダムがあった、当時はダムが万能だと思った、環境の影響なんて考えたこともなかった、それが尾を引いているんです。やり出したからやるというんだったら、昔、日本が戦争に入っていたときと同じです。やはり、つらくても河川管理者は頭を下げて、地元のために、本当にいい治水というものを考えなおしてほしい。それをこの委員会で、河川管理者と委員会とが協働してやっていていただきたい。ぜひ議論を深めていただきたい。

なお、専門家でいろいろ議論するというのがありますが、これもやめていただきたい。専門家に任せた川がこんなことになったんです。やはり、専門家以外の方が自分の頭でもって考えて、川に対して発言していただきたい。専門分野が治水であろうと、利水であろうと、環境であろうと、それは関係ありません。環境の方だって治水に責任を持っていただきたい。治水の方も環境に責任を持っていただきたい。ぜひそういう考えで今後議論を深めていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。ほかはもうございませんでしょうか。

では、これで一般傍聴からの意見を終ります。

5. その他

○宮本委員長

実は私、大変なチョンボをしております、審議の一番最後に河川管理者から、きょう出ている補足資料、これについて5分間ほど説明したいという話があったのですけれども、それを飛ばしても傍聴の意見になりました。まことにちょっと、後先になったんですけども、河川管理者の方からご説明があれば、5分程度でお願いしたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

お時間いただきましたので簡単に説明したいと思います。何が書いてあるのかを簡単にご説明したいと思います。資料名は審議参考資料1「淀川水系河川整備計画原案についての補足資料」でございます。

1 ページ目、これは原案を提出したときに出したものでございます。私どもが計画策定にあたりまして、意見聴取をどういうスタンスで望んでいるのかと。これは当時から変わっておりません。これをもう一度再掲しております。特に、学識経験者からの意見聴取については、委員の皆さん方に専門的知識をもとに意見をいただく、述べていただくことをお願いしているということでございますので、これについてここでもう一度お示ししたところでございます。

2 ページから続けてパワーポイントの資料もつけておりますが、これまでご説明した治水対策の基本的な考え方のことをコンパクトにまとめて整理したものでございます。ここに状況が集約されていると思います。

大きくは、確実に効果が得られる対策というものをきちっと評価して、今回の原案の中に盛り込んでいるということ。基本的には、破堤をすれば壊滅的な被害が発生するので、それを防止したいという考え方、それからできるだけ堤防は丈夫な方がいいというふうな考え方で進んでいるということで、ここにお示しさせていただいております。その中でも河道掘削、ダムの方策が現時点で考えられる優先的な対策としては望ましいということをお示しを3ページ、4ページ、それから6ページにつきましても、各洪水の発生規模、頻度に応じた形で示しているところでございます。

それから、8ページから以降につきましては、これまでダムの効果ということにつきまして、上流から下流にわたってどれぐらい効果があるのかということに対して十分なお説明ができておりませんでした。今回、ダムの直下流から河口までどれぐらい一連で効果があるのかということをお示ししているものでございます。ここで見ていただいたらわかりますように、全川にわたってきくということをお示しさせていただきました。

また、10ページ、11ページにつきましては、ダムの効果が超過洪水については限定的であるというふうなお話もございましたけれども、いろいろなダムの降雨の規模に応じまして、ダムの効果がある程度発揮されているということです。万能ではございませんけれども、計画規模を超えても場合によっては働くということをお示しさせていただいております。

12ページ、13ページにつきましては、いろいろな流域にいろんな形で降るさまざまな降雨パターンにおいても発揮することをお示ししているものでございまして、1つのパターンだけでできているとかいうものではなくて、いろいろな雨の降り方にもそれぞれダムがきいているということで

ざいまして、下流の水位を下げることに关しましては、このダムがきいているということをお示しているものでございます。

それから、14ページから16ページにかけましては、この河川整備計画の整備前と整備後で、「整備後の方が悪くなっている」というふうなご指摘もございましたけれども、ここでお示しましたように、16ページでは、もし氾濫したときの氾濫の量の違いを示しております。また15ページでは、被害が起きたときに、整備前と整備後で年平均の被害額が軽減しているということで、今回の整備が計画規模、戦後最大はもちろんのこと、ある程度の超過洪水に対してもきくということについてお示しさせていただいたものでございます。

それから、17ページ、18ページにつきましては、これまでにご説明しておりました、環境と水需要のことにつきまして、これまでもお示ししておりますが、それをコンパクトにまとめたものを整理させていただいております。また、今後のご審議の参考にしていただきたいと思います。

以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、以上ですべての審議が終了しましたので、これで本日の委員会を終了したいと思いますけれども、1点。先ほど庶務の方に、マスコミの方から「この後、記者会見をしてほしい」という要請がございました。委員長として、私はお受けしたいと思いますので、両副委員長はぜひお願いしたいと思います。あとの委員の方もお時間の許す方は出ていただいたらありがたいと思います。

それから、河川管理者も同席してほしいという要請がありますけれども、これは河川管理者はどうされますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

同席させていただきたいと思います。

○宮本委員長

そしたら、河川管理者は同席ということで。

あと、庶務の方でちょっと案内してください。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、工芸実技室というのがございます。出て左側へ行ったらところの、トイレの横に工芸実技室というところがございますので、そちらで開催したいと思います。よろしくお願ひします。

本日の委員会は終了いたします。

[午後 5時 8分 閉会]

■議事録承認について

第74回運営会議（2006/8/31 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 7日間）。
2. 確認期限3日前に庶務より期限のお知らせ連絡を行う。
3. その際、確認期限を経過した時点で、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、お名前を議事録に明記したうえで、確定とする。